



Title	現代イギリス家族分析のキイ概念に関する考察
Author(s)	布施, 晶子
Citation	北海道大學教育學部紀要, 65, 79-108
Issue Date	1995-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29445
Type	departmental bulletin paper
File Information	65_P79-108.pdf



現代イギリス家族分析のキイ概念に関する考察

布 施 晶 子

The British Family Today: Considerations for Concepts

Akiko FUSE

1 主題のありか

本小論の主題は、現代イギリス社会における家族を分析する際のキイ概念をさぐることにある。

イギリスは、世界に先駆けて産業革命を成功させて以降、すみやかに資本主義経済を発達させた国として知られている。

A. スミスがその著『諸国民の富』⁽¹⁾において、18世紀の資本主義社会を商業社会と呼び、自立した自由な諸個人から構成される等価交換の原理にもとづく社会＝市民社会の存在を誇らかに分析したことはあまねく知られるところである。それに先立ち1759年、A. スミスは『道徳情操論』⁽²⁾において、神は人間に利己心を与え、人間はそれによって自らの幸福を求める。しかし同時に、人間は他人の困苦をみると憐み、他人の運命に関して同感、同情をもつ存在であり、そこに社会的道徳の基礎があると展開している。つまりA. スミスは、商業社会において人間が利己心にもとづいて競争することが国富の増大に結びつくとして自由放任の経済競争(laissez faire)を奨励するのだが、社会的道徳を身につけているが故に誰もが勤勉で倹約で質素で注意深く道徳的に振舞うことができるのであり、そのことにより契約や交易も道徳的に行われるとの考えに立っていた。彼においては、経済と道徳は調和するという信念があり(大内兵衛)⁽¹⁾、その信念を土台に全体社会と個人間の調和が保たれると考えていた。利己的競争は見えざる手による調和をへて社会全体の発展につながるという楽観的な個人観、社会観があった。

しかし現実はどうであったか。18世紀から19世紀にかけてのイギリスの歴史は、自由で自立した諸個人がつくる市民社会は同時に、諸個人の自由を押しつぶす不平等を孕んだ社会である事実を教えた。過去の他人労働の無償の取得によるあらたな他人労働の無償取得という資本主義的生産関係を基礎に、労働力の商品化という流通過程の表層において、自由・平等な市民社会としてあらわれる資本主義社会は、資本の生産過程の深層に立ちいってこれをみるとき、不自由で不平等な階級・階層差を孕んだ社会であるという二面性が浮かび上がった。F. エンゲルスの『イギリスにおける労働者階級の状態』⁽³⁾が19世紀のイギリス社会におけるthe rich and poor divideという実態を活写し、またK. マルクスの『資本論』⁽⁴⁾が不等価交換にもとづく剰余価値の蓄積という資本主義経済の原理を完膚なきまでに分析したことは知られるところである。こうして、その表層において自由・平等・個の自立を色濃く反映するイギリス市民社会は、その深層において不自由・不平等な、利己主義的階級社会としての側面を内包していたことは疑いえない。その本質はいまも変わっていない。

ところで、生産・労働が資本主義社会の陽の領域であるとするならば、その生産・労働を下支えする日々の生活は陰の領域として隠蔽されてきた。剰余価値の蓄積の結果としての私有財産の次元から、その日暮らしの手から口への低賃金にいたるまで個々人の得る所得には格差がある。

生活の単位としての世帯の大部をしめるのが家族であるが、その生活は私的所有の差に応じ分に
応じた暮しの展開を当然視され、私^{わたくしごと}事として処理されてきた。つまり、A. スミスのいうところの
近代市民社会の理念、自立した自由な諸個人から構成される等価交換の原理にもとづく社会は、
自由な諸個人（飢える自由も含めて）の私有財産を基礎に営まれる私的生活、私有財産としての
家族・家庭への国家権力の介入を忌避する。W.H. ネルソンは、その著書『ロンドンっ子』のなか
で次のように指摘している。

「ロンドンの男性は、私有財産を尊重する気持から他人の妻に対しても尊敬の念をもって接
する。……妻に裏切られた夫は、イギリスの場合、隣の国々によりは嘲笑の対象になること
が少ない。彼は結局のところ、彼自身に属するものに欺かれたにすぎないのだ。話が私有財
産に対する犯罪にかかわる場合、冗談をいうのはイギリスでは不適当と考えられている。」⁽⁵⁾

この著者が1975年に刊行されたことを知るほどに、自由競争下の私有財産制度とその単位とし
ての家族の結びつきがいまなお存続するさまを知る。同時に家族への国家権力の介入を忌避する
姿勢の根底にイギリス社会における私有財産制度と結びついた強い個人主義的志向を垣間見る。

さて、近代市民社会において、農地からあがる地代収入を中心とする富の顕示の象徴として着
飾った上流階級の妻にも、家政婦を使いながら家政・家事・育児をこなした中流階級の妻にも、
近代市民社会を象徴する自由・平等・個の自立は無縁であった。労働者階級の妻にいたっては、
自由・平等・個の自立とは縁の遠い世界で酷使される夫と共に賃労働につき、同時に家事・育児
をこなす日々において、差別や不平等に思いをいたす暇もない日々の生活にあった。ヴィクトリ
ア時代を代表する文学者、J. ラスキンの『胡麻と百合』、そして婦人参政権運動の強力な推進者 J.
S. ミルの『婦人の隷従』という異なる立場に立つ二人の男性の文章は、当時の社会における厳然
たる性差の存在を如実に描きだしている。

「男性の力は能動的、進歩的、防衛的である。彼はすぐれた行為者であり、創造者であり、
発見者であり、防衛者である。彼の知性は思索と発明に、かれのエネルギーは冒険、戦争、
征服に——ただし戦争が正当で、征服が必要なかぎり——適している。しかし女性の力は、
戦闘ではなく統治に適しており、彼女の知性は、発明や創造ではなく、気持のいい秩序、整
頓、決定に適している。」⁽⁶⁾

「男性は、女性の服従を要求するだけでなく、その気持も要求する。極端に粗野な男性は別
として、すべての男性は、自分にもっとも近い女性が、いやいやながらの奴隷ではなく、い
そいそとした奴隷であること、すなわち、たんなる奴隷ではなく、可愛い人であることを望
む。」⁽⁷⁾

A. スミスの『諸国民の富』が刊行されてから10数年後、M. ウルストンクラフトは、「こんなこ
とを言うと爆笑を買うだろうが」との前置きをして、女性の代議士の実現についての期待を述べ
た⁽⁸⁾。イギリスにおける21歳以上のすべての女性が選挙権を獲得したのが1928年、最初的女性閣
僚の登場は1929年、M. ウルストンクラフトの指摘から140年近い歳月をへている。近代市民社
会が掲げた自由・平等・個の自立は、表面的にはすべての男性に認められたが、現実には近代市
民社会における自由競争の勝者においてより確実にその手中に握られたにすぎない。そして、人
類史的視角に立つてみると、一定の進歩性をもつ近代市民社会の思想は、すべての階層の女性
には無縁のものであった。

1960年代以降、欧米諸国をはじめとして世界を席卷したフェミニズムは、イギリスにおいても、
従来の社会科学の根幹に迫る激しい理論闘争を展開した。その背景には、近代イギリス社会にお

ける女性たちの長い抑圧の歴史があり、その抑圧の重さ故にそれをはねのけるためのエネルギーも強烈であった事実をうかがわせる。

ところで、イギリスは福祉国家の先進国に位置づく国でもある。つまり階級社会がもたらす富の偏在を社会保障による社会的な富の再配分をととして一定程度修正する営為を世界に先駆けて行った国である。言い換えれば、スミスが指摘した「見えざる手」による調整がつかない現実の社会に、神ならぬ国家による調整を試みる実験をすみやかに行った国である。この営為が、生活の単位としての世帯、家族のありかたに一定の影響を及ぼしたことは言うまでもない。失業を一掃し雇用を安定させることにより、国民の生活を安定させ、なおかつ病気には健康保険、老いてのちの生活には年金、それも一率の普遍的年金で対応しようという福祉国家構想は、家族のあり方、家族員個々人の行動様式をも規制する側面をもつ。このことは、逆にいえば、かなり早い段階から新居制⁽⁹⁾をとったとみられるイギリスの個々の家族に多くを求めることができなかったともおさえられる。

そしてまた、イギリスが福祉国家への歩みをすみやかに進めた背景には、C. ブース⁽¹⁰⁾、B.S. ロントリイ⁽¹¹⁾、そしてL. スミス⁽¹²⁾と続く社会科学者たちの執拗なまでの実証的な生活実態調査とそれをととして浮かび上がる生活格差、貧困な生活状態を余儀なくされる人々の層としての存在があった。福祉国家形成の基礎をなしたベヴァリッジ報告⁽¹³⁾には雇用の安定による賃金の確保と賃金からの拠出にもとづく年金をもとに国民生活の最低限度の安定を計ろうとする計画がもりこまれていた。

しかし、福祉国家イギリスの歴史は、自助・自立・個の独立等の旗を掲げる個人主義と社会主義、資本主義経済と集産主義的混合経済の対立の歴史でもあった。また、性のダブルスタンダードによって隠蔽された形式的な一夫一婦制度を支持する保守的家族観とのたたかひの歴史でもあった。とくに1979年から1990年まで続いたサッチャー政権下の自助・自立のイデオロギーをかざしての小さな政府路線は、福祉国家路線に一定の後退をせまり、イギリス国民の生活に、したがって家族のありようにも影響を及ぼした。

以上のような視点を基礎に考察するとき、現代イギリス家族を分析する際のキイ概念として、(1)階級・階層、特に階級・階層が家族の日々の生活に及ぼす影響、(2)福祉国家体制の確立と後退が現代イギリス家族に及ぼす影響、(3)個人主義的志向、特にこの志向が家族内の人間関係に及ぼす影響、(4)保守的家族観、特にその残存と家族の多様化の進展との関係、(5)フェミニズムにみる家族批判と家族理論批判を指摘することができる。以下、この五つのキイ概念について、近代、特にヴィクトリア時代以降の歴史をふまえて展開し、現代イギリス家族を切る分析枠組となりうるかどうかを検討する。

2 現代イギリス家族と階級・階層

1844年、K. マルクスは、労働者階級は「市民社会のなかに存する階級であっても、市民社会に属する階級ではなく」「人間性の総体的喪失」を経験する階級であると叙述した⁽¹⁴⁾。翌年、先述した著書のなかでF. エンゲルスは以下のように言った。

「労働者階級がしだいにイギリスのブルジョアジーとはまったく違った国民になったことについては、われわれはもはや少しも驚かないであろう。ブルジョアジーは、彼らのすぐ近くに住んでいる労働者よりも、むしろ地球上のあらゆる他の国民と多くの血縁者をもってゐる。労働者は、ブルジョアジーとは違った方言を話し、違った観念と表象、違った道徳と

道徳原理、違った宗教と政治をもっている。それは二つの全く違う国民であり、人種の違いだけがつくることのできるほど、大きな違いなのである。」⁽³⁾

同じ年、B. ディズレーリ（保守党政治家 1868, 1874～80 首相）が書いた小説『シビル：二つの国民』のなかにも次のような描写があった。

「二つの国民。その間には、何の往来も共感もない。彼らは、あたかも寒帯と熱帯に住むかのように、また全く別の遊星人であるかのように、お互いの習慣、思想、感情を理解しない。それぞれ違ったしつけで育てられ、全く違った食物を食べている。お互いに別のしきたりがあり、同じ法律で統治されてはいないのだ。この富める者と貧しき者。」⁽¹⁵⁾

この相対立する思想家が書いた文章には、しかし、階級を相互に異なるひとびとがその違いをこえて集団に結合し、共通の社会的態度や行動様式をうみだすように作用する勢力とみなし、その規定要因を経済的階級にもとめる視点の萌芽をみることができる。商業革命期において上流階級と中流以下の人々の間に引かれた境界は、産業革命期における中流階級の自立をへて、ヴィクトリア時代の繁栄期には中流階級は労働者階級と一線を画し、特に中流の上・中層はその暮しぶりからみて上流階級との垣根をとりはらっていた。それ故、B. ディズレーリが二つの国民というとき、その境界線は上・中流階級と労働者階級の間にひかれるものであった⁽¹⁶⁾。

このように、イギリスの近代史は階級・階層の存在をぬきにしては語れない。そして産業革命後の機械制大工業のもとでの生産力水準の上昇、七つの海を支配しての植民地獲得がもたらしたイギリスの繁栄と富の蓄積、その対極における労働者階級の中・下層に位置づく人々の貧困な生活は、心あるイギリス人の注目をひくところとなった。

実業家 C. ブースが大規模な面接調査のもとづく「ロンドン市民の生活と労働」を手がけたのは 1886 年のことであった。この年、ロンドンでは飢えと絶望につき動かされた失業者の群が暴動をおこした。イーストロンドンに関する最初の巻が刊行されたのは 1889 年、全 17 巻が刊行されたのは 1902～1903 年のことである⁽¹⁰⁾。C. ブースは、全ロンドン民衆 430 万人を職業を中心に 8 階級に分類したが、このうち一定の生活水準以下の貧困階層が 32.1% も存在すること、貧困の原因の大半は雇用の問題と環境の問題に由来することをあきらかにした。同じく実業家 B.S. ロントリィは 1901 年、ヨーク市における綿密な聴き取り調査をもとに『貧困』⁽¹¹⁾ を刊行し、雇用と収入の差によりあきらかに安定した生活が可能な層と不安定な生活を強いられる層が存在する事実を実証、貧困階層の検出と貧乏線の概念を世に問うた。1929 年から 1932 年にかけて C. ブースの調査後の変化をさぐる追跡調査がロンドンにおいて手がけられ⁽¹²⁾、この時代のロンドン市民の劣悪な生活状態が詳らかにされた。後年、P. タウンゼントは指摘した。「二つの調査はイギリスの社会政策を変えさせるための知的基盤となった」「貧困対策の基準となった」「福祉国家建設を裏づける基礎をなした」⁽¹⁷⁾。

こうして 1942 年、『ベヴァリッジ報告』⁽¹³⁾ が登場する。W. ベヴァリッジは窮乏、疾病、無知、不潔及び怠惰を五つの巨人悪と呼び、窮乏に対する所得保障と疾病の予防治療そして雇用の維持を支柱とする社会保険計画を展開した。この計画は第 2 次世界大戦後のアトリー労働党内閣において実行に移され、今日にいたるまでイギリス社会保障の根幹をなしている。

第 2 次世界大戦後のマクロ経済計画導入のもと、西ヨーロッパは 1950 年から 1973 年にかけて経済成長を遂げる。急速にすすむ技術革新による生産力上昇は労働者階級の生活に一定の変化——教育水準の上昇、職業構造の変化、福祉サービスの拡大、社会階層移動のチャンスの増大等——をもたらした。肉体労働者が減少しホワイトカラーのサービス職業従事者が増加した。こうした

変化を、豊かな労働者の出現、労働者階級の中産階級化としてうけとめ、階級・階層に視点をおく社会科学の意義の後退を指摘する声も強まった。

しかしながら、たとえばJ. ゴールドソープやP. タウンゼントの実証研究は、こうした見解に疑問を呈し、イギリス社会、イギリスの労働者階級の日々の生活における階級・階層のもつ意味を再確認するところとなった。

J. ゴールドソープの指摘は、豊かな労働者の日常生活の主要な面、労働、社会パターンそして昇進志向と社会的見通しをみる限り、なお明確に労働者階級であることを特徴づける共通の社会的経験の重要な領域が変わることなく残っているという点にあり、J. ゴールドソープは、この事実からみても労働者階級のブルジョア化というテーゼは「決定的に破綻しうることを十分に示すことができる」と言う⁽¹⁸⁾。P. タウンゼントは『英国の貧困——世帯収入と生活水準に関する調査』において、イギリス全土にまたがる約2,500世帯の面接調査の結果を世に問うた。イギリスの「貧困者の三分の一は低賃金労働者、三分の一は身障者や療養者を抱え、三分の一は年金生活者」である事実をふまえ、タウンゼントは指摘する。「貧困を測定するカテゴリーで大きな意味をもつのは、雇用の場における職種(特に熟練工か未熟練工か)、失業、身体障害、単親そして定年である」と。事実、彼の詳細なデータから浮かび上がる貧困層のトップは3人以上の子どもを抱える未熟練労働者の世帯であり、第2位が父親のいない世帯、第3位が14歳以下の子どもを抱えた未熟練労働者の世帯であり、これに年金生活者世帯が続く。そして貧困者が貧困に陥るには、ひとつではなく複数の理由が重なっている場合が多いこと、「貧困者の大部分、とりわけ貧困な既婚女性や子どもの過半は、その個人的な性格故に貧困なのではなく、労働市場における位置づけや賃金、家族単位的生活保障の状況によるところが大きいこと」を指摘し、次のように結論する。

「イギリスにおける貧困は一般に考えられている以上に広汎に存在する。貧困は社会的不平等の避けられぬ表われとしてのみでなく、富める者たちが自分達の富を守り、独占し、それを分配することを拒否する行為の結果としてもおさえられねばならない。」⁽¹⁹⁾

P. タウンゼントの研究は、家族員の日々の生活のありようは家族員の生活と密接に関わる日々の労働のありようとの関係でみなければならないこと、つまり、家族は、その成員の現実の労働生活との関係でみなければならない、特に貧困の問題は密接に関わること、言い換えれば、個々の家族の存在は階級と切っても切れない関係にあること、さらには社会保障との関係をぬきにしてはおさえられないことをあらためて我々に教えるものであった。

A. ギデンズもいう。「階級上の差による影響を受けない社会生活の領域はほとんど存在しないのである。身体的差異でさえ、階級の一員であることに相関している。」⁽²⁰⁾ T. ボットモアもT.H. マーシャルのシティズンシップに関する論を検討するなかで、かつてT.H. マーシャルが楽天的に考えた民主主義的シティズンシップの広がり、市民的、政治的、社会的権利の獲得という観点に疑問を呈し、「40年後の現在、……われわれはそのような状況からなお後退して非常に遠く離れている。特にイギリスにおいては……デイズレーリによって描かれた「二つの国民」の社会にいよいよ似てきているからである」⁽²¹⁾と発言している。

1994年5月現在、イギリスの失業者数は265万人、失業率9.4%、働く意志のある労働者の1割内外のものが失業者として存在する歳月がすでに13年以上にわたり続いている。1975年に100万人をこえた失業者数は1980年代半ばには300万人をこえる増加をみせ、その後減少の傾向をみせたが再び増加の傾向にある(図1)。近年、中流階級の失業が問題にされているが、全体としてみれば失業が労働者階級において占める割合が高いことは明白である。政府の賃金統計によると

図1 失業率——U.K——

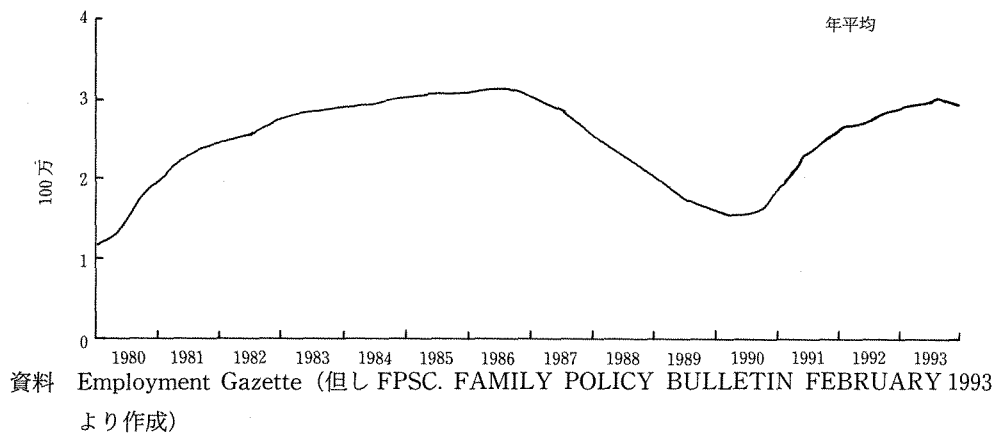


図2 職業別賃金格差 (1992)

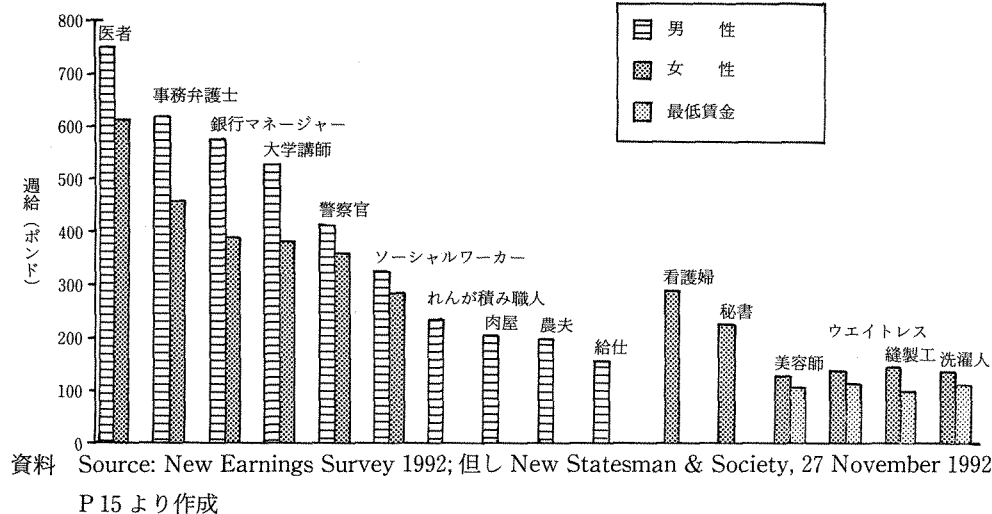
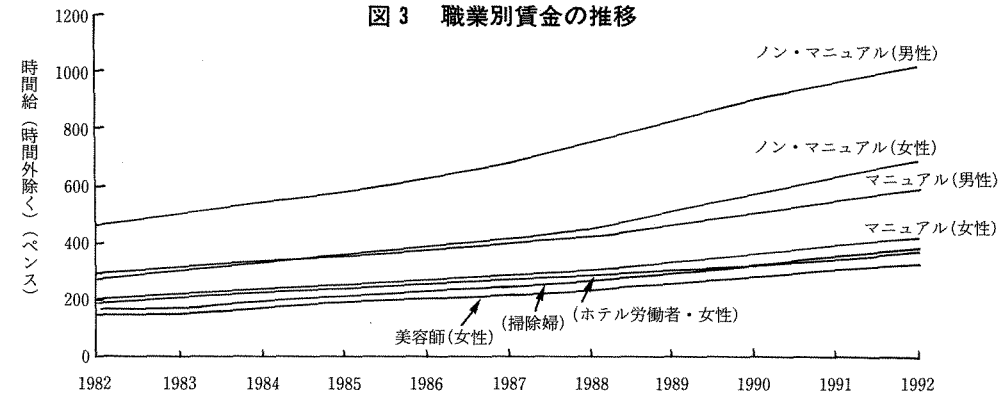


図3 職業別賃金の推移



職業別の賃金格差はあきらかに拡大傾向をみせ(図2), これを若干の具体的な職業で比較してみると、こうした賃金格差が世帯の生活格差を規定している現実が把握される(図3)。

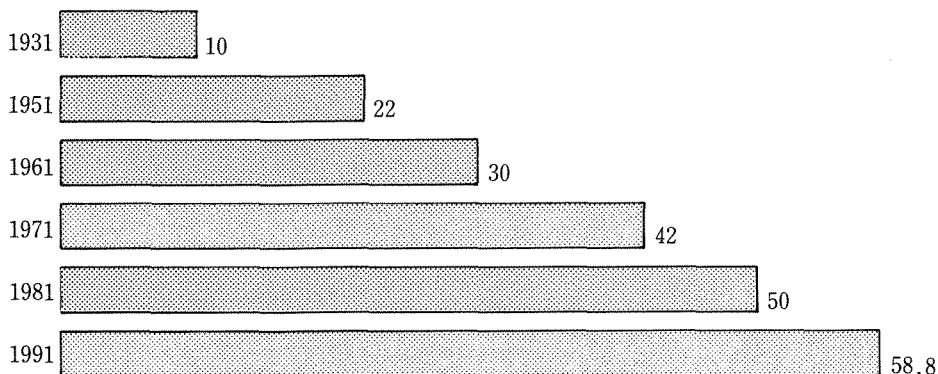
言うまでもないが、階級・階層差はけっして収入差といった部分にのみ矮小化されるものではなく、思考や行動様式、言語の相違をも含む文化的な格差をも含む。収入だけをみると労働者階級上層の収入の方が中流階級下層を上まわって安定している場合も少なくはない。紙幅の関係もあり本小論では展開しえないが、「二つの国民」の家族関係にみる相違、教育期待にみる相違等も含めて検討するとき、先述したように労働者階級における失業率の高さ、そして失業・貧困が子どもの発達や離婚に及ぼす影響等について考えるとき⁽²²⁾ 現代イギリス家族分析において、階級、階層そして貧困、失業が重要なキイ概念を果すことは疑いようがない。

3 福祉国家体制の確立—後退と家族

W. ベヴァリッジが「ベヴァリッジ報告」⁽¹³⁾を執筆したとき、彼が完全雇用の対象としたのは男性であった。生計の単位としての世帯(家族)についてベヴァリッジの頭にあったのは、近代市民社会が描く典型的な男女像、家族像であった。彼は述べた。「女性は結婚後約30年、母親として重要な仕事を行う。それは次の世代のイギリス民族を育て、イギリスの文化、思想を継承させていく仕事である」。ベヴァリッジの頭にあったのは、両親揃った家庭、父親は職業に従事して家族を扶養、母親は家事・育児に従事、離婚はめったに起こらない、それ故、父親の雇用が保障されていれば家族は生活に困らないといったイメージであったといえよう⁽²³⁾。

しかし、現実には、イギリスの家族は徐々に確実に変容を遂げていく。第二次世界大戦中に、いわゆる銃後の守りを固めるために家庭から労働の場に出た女性たちは、男性が戦場から戻るにつれて再び家庭に舞い戻ったが、技術革新と第三次産業の隆盛は、再び女性の労働の場への吸引を結果する。既婚の女子労働者の割合も増加、1931年、全女子労働者の10%であった既婚者の割合は1991年には58.8%と約6倍の伸びをみせるにいたった(図4)。また1969年の離婚手続きの法的改正(1971実施)の影響もあって離婚も増加、1931年の離婚率0.4は1991年には13.9に上昇(図5)、それにともない母子世帯の割合も伸びた(図6)。また同棲のかたちを選択するカップルも増え、出生児中に婚外子の占める割合も大きく増した。1931年には、その年の出生児数中にしめる婚外子の割合は4.4%であったが、1991年には29.8%を占めるにいたった(図7)。

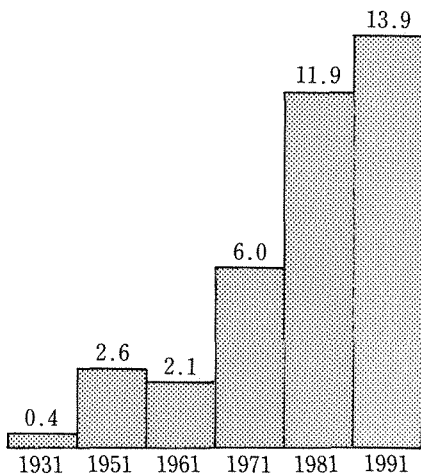
図4 16歳以上女子就業者中既婚者の割合



資料 EOC and 1991 Labour Force Survey

こうした変わりゆく家族の姿は、W. ベヴァリッジがイギリスの社会保障を構想したときに彼の頭のなかにあった家族の姿とは大きく異なるものであったといえよう。ところで、ベヴァリッジ報告が書かれたとき、W. ベヴァリッジが考えた家族が三世代同居の直系家族であったかといえばそうではない。

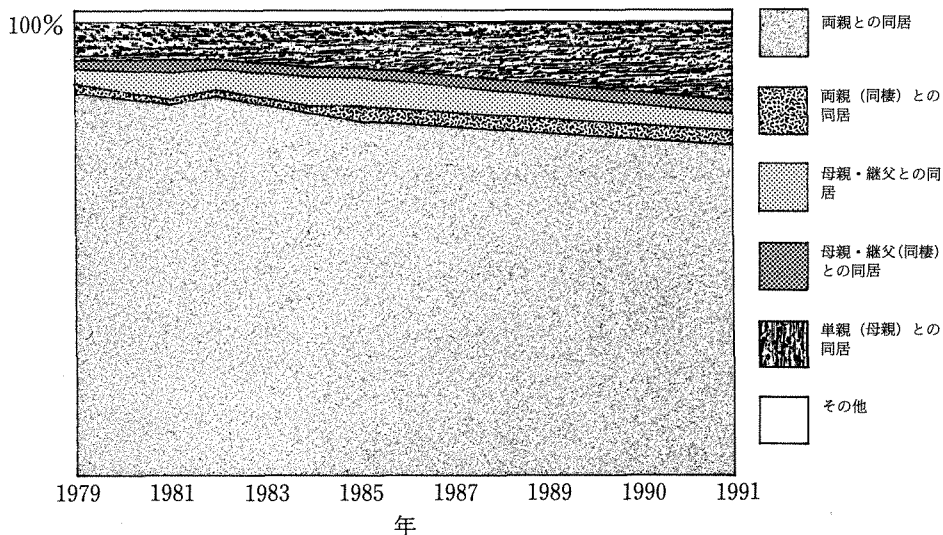
図5 離婚率
—イングランドアンドウェールズ—



資料 Social Trends No.1, 1970; Social Trends No.15, 1985; Population Trends (Spring 1992).

近年の P. ラスレットを中心とする家族史研究の成果⁽⁹⁾によると、イギリスの家族は産業革命以前からすでに小家族単位で生活していたことがわかる。もちろん、B. ボサンケー⁽²⁴⁾の指摘に代表されるように、財産を継承した長男が遺された母親や未成年の弟妹を扶養するかたちはみられたが、それは私法上の義務としては存在しなかった。道徳的な不完全義務で、法的強制は認められていなかった。他方、1597年及び1601年制定の救貧法には貧困な老人、盲人、跛行者、虚弱者、その他労働できない者の父母・祖父母および子に扶養義務を課することが定められた。そして「父・祖父・母・祖母・子」の範囲で、救貧法上の救済を受けた者が生じた場合において、国家は資力ある場合に限って救済費を弁償する（公的義務発生）ことを義務づけた。1948年、救貧法にかわって制定された国家扶助法では、親に対する子の扶養義務はなくなり、民事手続きによって訴求できない不完全義務にとどまることになった。このような経過をみると「イ

図6 16歳以下の子ども — 世帯形態別。GB, 1979-1991 —

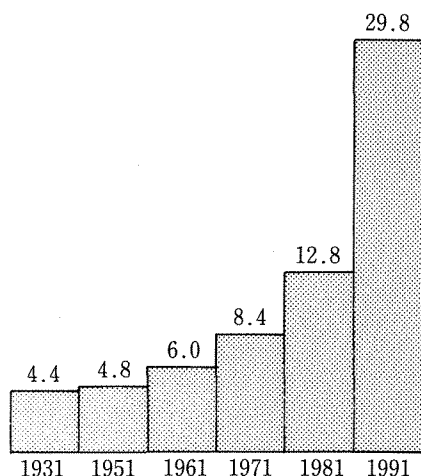


資料 GHS (但し FPSC. FAMILY POLICY BULLETIN MAY 1994 P 16 より作成)

ギリスの社会保障制度は、本質的結合としての小家族以外の生活無能力者を国家的、社会的扶養のなかへひきとることによって、あらゆる人間の個人としての尊厳を維持し、その反面として小家族における家族関係の民主化、純粋化を期することにつとめてきた⁽²⁵⁾という特徴がうかびあがる。それ故、第二次世界大戦後の福祉国家体制のもとで、高齢者が身体的、精神的に自立をしえない状況に立ちいたったときには施設への入所が行われた。しかし、高齢者用の施設のなかにかつてのワークハウスを改築したものが多かったせいもあり、高齢者は入所をおそれ、かつ実際にその劣悪な生活環境、自由の束縛が問題視される⁽²⁶⁾などの動きのなかで、次第にコミュニティ・ケアに光があたるようになる。また先にみた家族の変容も母子世帯や乳幼児等への社会保障の必要性を浮び上がらせた。こうして、ベヴァリッジ報告には含まれていなかったパーソナル・ソーシャル・サービスが1960年代の後半において確立され、雇用保障、年金制度、国民健康保険制度と並ぶイギリス社会保障のいまひとつの柱として展開されることになった。こうしてイギリス福祉国家体制下の協同・共助路線の仕上げがなされたとき、折悪しく世界の資本主義経済は低迷の段階に突入した。イギリス経済が独自に抱える問題との相即もあって、いわゆる「イギリス病」は回復のきざしをみせず、イギリス経済―社会は混迷を深めた。

さて、ミセス・サッチャーが長期に渡るイギリス経済の衰退を蘇生させるという目標を掲げて登場し、闘う労働組合を骨抜きにすることを主目的とする法案の成立と抱きあわせるかたちで石炭や鉄鋼等の重工業型基幹産業のスクラップ化を断行、旧電々公社や英国ガス等の国営企業の民営化を推進し、「小さな政府」政策を追求するなかで、先にみたように失業者が巨大に増加していった経過についてはあまねく知られるところである。ベヴァリッジ報告に基礎をおく福祉国家路線は、イギリス国民の生産・労働・消費にわたる全生活過程と密接な関係を持ち、労働党から保守党に政権が変わったときにも、路線の基本はひき続き堅持されてきた。30年余に渡るこうした協同・共助の流れをドラスティックに揺さぶったのがミセス・サッチャーの登場であった。10年余に渡る長期政権と、基本的な政策を引継いだメージャー政権が福祉国家路線の後退を結果し、自助、自立のかけ声のもとに、特に貧困層や高齢者、障害者等の社会的弱者の生活の困窮をいっそう深めたことは否定しえない。先にみた失業者の激増はベヴァリッジの掲げた雇用の保障による生活の安定という青写真と真っ向から対立するものであったし、公営住宅の払下げと建設中止は貧困層のホームレス化につながった。国民健康保険の領域への私的保険の導入、年金領域への私的年金の導入は、普遍主義的傾向を特徴としたイギリスの社会保障にいっそう選択主義的傾向を加えるものとなった。また高齢者の生活を支える年金の換算基準の変更は生活水準の低下につながり、地方自治体立の老人施設の民営化は、入所者の処遇のばらつきにつながり、特に低所得層の高齢者の生活水準の切下げをもたらした。高齢者世帯、母子世帯、身障者世帯、低賃金世帯を中心に、その生活は困難さを増し、先にT. ボットモアが指摘したように、B. ディズレーリの言っ

図7 婚外子出産
—イングランドアンドウェールズ—



資料 OPCS Monitor FMI 85/3; Birth Statistics 1978 & 1982; Population Trends (Spring 1992).

た「二つの国民」の間の溝は深まりこそすれ埋まる気配はない。具体的な事例を若干みてみよう。

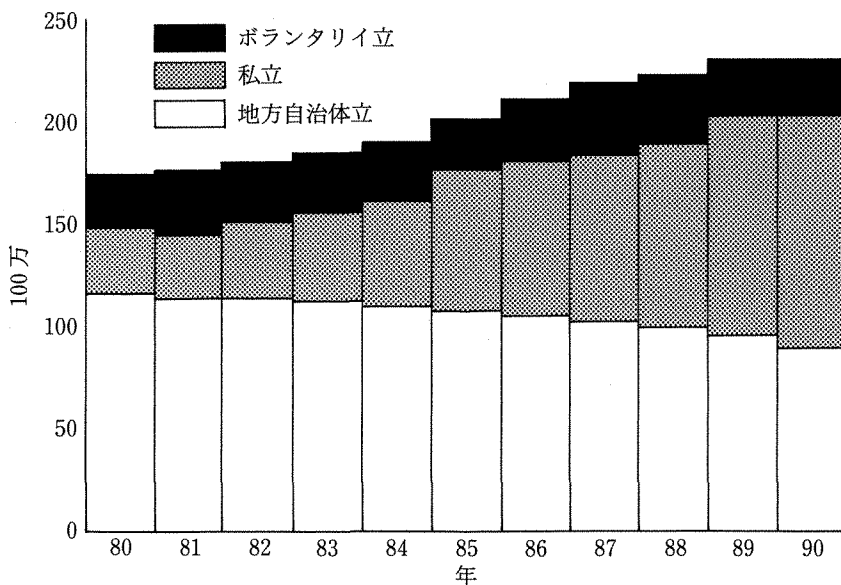
第一に住宅についてみると、1960年代、労働党ウィルソン内閣当時、ホームレスは数千人にすぎなかった。1970年代はじめに33,000世帯、1980年には75,841世帯、1991年には175,171世帯(人数にして40万人)、これが地方自治体がおさえているホームレスの数である。表面化していない潜在的ホームレスはこの何倍かいるという。その背後にはさまざまな理由があるが、もっとも大きいのは公共住宅の建設の極端な削減がある。1968年133,000戸→1979年80,000戸→1992年2,575戸、もちろん、公共住宅の払下げその他の手はうたれているが払下げを購入する余裕のない貧困層は行き場を失なう。1980/81年には112億ポンドであった公共住宅予算は1992/93年には59億ポンドに減少した⁽²⁷⁾。

第二に、年金についてみると、イギリスの年金は1979年までは賃金と物価にスライドして決められていた。しかしサッチャー政権下賃金スライドを中止したことにより、年金額の実質的低下に拍車がかかった。1994年春からの年金額は1人暮らしで57.60ポンド、夫婦で92.00ポンド、これを1993年の54.15ポンド、86.70ポンドと比較するとき増額したかの如くみえる。しかし、たとえば1993年度のEC諸国の年金額が在職中の平均賃金の50～80% (ベルギー60%, フランス50%, ドイツ60%, オランダ60%, イタリア80%, ポルトガル77%)⁽²⁸⁾にあたるのに対し、イギリスのそれは35～43%にすぎない。これがもしも1979年時点までの賃金スライドだと、1人暮らしで76.70ポンド、夫婦2人で122.75ポンド⁽²⁹⁾であるから、EC諸国並みとなる。この事実だけでも、イギリスの年金生活者の生活が福祉国家の呼び声とは遠くかけはなれたところにおかれていることがわかる。

第三に高齢者の介護の態勢についてみる。イギリスは日本より早く高齢化をむかえた国であるが、今後、特に要介護の可能性の高い75歳以上の高齢者の増加が見込まれている。在宅での社会福祉を中心とするコミュニティ・ケアに焦点があてられているとはいえ、虚弱な高齢者には施設入所が望ましい場合も少なくはない。1990年現在で23万5,000人の高齢者が高齢者用のホームに入所しているが、うち51%にあたる11万9,800人は民間(私)立の施設である。1984年の民間施設の割合が17%であった事実からおしても急速な民営化がすすめられたことがわかる(図8)。先にふれたように子による親の扶養義務はないし、現実同居する老親子もいじめるしく少ないが、虚弱の度合いを強める親や配偶者のケアに家庭内でたずさわるものは少なくはない。1990年のGHS⁽³⁰⁾では、16歳以上人口の15%、男性290万人、女性390万人が介護に従事している。年齢別では45～64歳の層に多くみられ、高齢者が高齢者をみるケースも例外ではなく多い。介護者の10人に1人は少なくとも週50時間を介護に割いており、長時間の介護者は女性により多い。介護者の5人に1人は複数以上の高齢者等の介護に従事している。J. フィンチとJ. メイソンの調査によると、近年イギリス国民のなかで、介護が必要となったときの第一の頼り手として家族を考えるものの割合は減っている。高齢者が介護を必要とするにいたったとき家族や親族の介護をうけるのが望ましいと考えるものは、ホームへ入所するのが望ましいと考えるものの半分しかない。5人に2人は子どもは両親の介護をする責任はないとさえ答えている⁽³¹⁾。こうした状況を考慮にいれるとき、21世紀にむけてますます増す虚弱性のつよい後期高齢者を家族や親族がエンドレスで介護する態勢への期待も内包する今日の社会保障は決して現実を正しく反映しているとはいえない。結局、虚弱な高齢者の放任あるいは虐待につながる。サッチャー政権下、そうした動きは加速化された。

以上かいつまんでみた今日のイギリス国民の生活状況、家族の状態からみても、現代イギリス

図8 高齢者用施設ケアの推移



資料 DSS (但し FPSC. FAMIRY POLICY BULLETIN JUNE 1993 P 13 より作成)

家族分析のキイ概念として福祉国家体制の確立—後退, 言い換えれば協同, 互助から自立, 自助への転換が浮びあがってくるとみる。

4 個人主義的志向と家族

個人主義 (individualism) という言葉は 1830 年代, サンシモンの弟子たち (サンシモン主義者) により用いられはじめた。「彼らは個人主義という用語を近代の危機的時代の弊害の底にひそむ, 有害で「否定的」な思想を指すものとして用いており, この時代の混乱, 無神論, 個人主義, エゴイズムと, 秩序, 宗教, 協同社会, 献身からなる未来の展望とを対比した」⁽³²⁾。S.M. ルークスはイギリスにおける個人主義の用法にもっとも影響力をもつのは個人主義をベンサム主義や功利的自由主義と同一視した A.V. ダイシーによって類型化された用語であろうと指摘する。A.V. ダイシーは言う。

「個人主義的改革者たちは」「各人は自由でさえあれば長期的には必ず自分自身の真の利益を求めて行動する, と暗黙のうちに考えており, また単独でも仲間と共同してでも各人が自分なりの方法で幸福を追求する自由があるならば, 社会の繁栄は十分に確保される, と仮定していた。」⁽³³⁾

このようにイギリスでは, 「個人主義」は「経済やその他の領域での国家的干渉の不在ないし極小化を意味するものとして, 広く用いられてきた。」つまり「古典的自由主義と結びつけて考えられてきた。」そして, こうした思想の根底には自立・自助の思想があったとみる。19 世紀中葉, マンチェスター学派経済学を代表する S. スマイルズは自助の精神と個人主義を同義にとらえ, これこそイギリス人の性格のひとつの特徴とみた。S. スマイルズは指摘する。

「自助の精神は、個人の精力的な行動のなかに示されたとき、いつでもイギリス人の性格の顕著な特徴であった。」「どんなに身分の低い人であっても、仲間になりたいして勤勉さと、まじめさと、人生の目的にたいする正しい誠実さの手本を示す人ならば、将来においてあるいは現在において、国家の安寧に寄与することになる」「他の人びとの生活と行為にもっとも強力な影響を与え、また実際に最良の実践教育となったのは、この精力的な個人主義であった」⁽³⁴⁾こうした伝統をもつイギリスに福祉国家体制が築かれ根づいていったことは一見不可思議にみえる。このことに対するもっとも適確な答は自由主義者 L.T. ホブハウスの指摘、

「個人の自由と平等とを維持するためには、社会統制の範囲を拡大する必要がある。したがって個人主義は現実の問題と取組むときには、社会主義路線とごく近い道を歩むことになる」⁽³⁵⁾

に求められよう。L.T. ホブハウスの指摘は個人主義の国イギリスに福祉国家路線が定着していった経過の裏面を物語る。このようにみえてくると、イギリスの個人主義は、「自助」の思想と「国家的不干渉の不在ないし極小化」の思想そして「社会統制の範囲の拡大」を求める思想の微妙な均衡のうえに維持されてきた思想とみることができよう。

こうした個人主義的思想を近現代のイギリス家族との関わりでみると以下の三点を指摘しうるか考える。第一は個人そして家族単位の自助努力への期待である。ミセス・サッチャーは首相時代の演説のなかで次のような檄をとばしている。そこにはあきらかに S. スマイルズのいう自助努力への傾斜がみられる。

「ヴィクトリア朝的な価値観、伝統に立ち戻ろう。あそこ、個人はみな自身で何とかしようと自助努力を図った。自分自身の力に頼った。いま、ひとは何かという労働組合や社会福祉事務所にかけこんだり教師に訴えたりする。こうしたかたちで他人に頼って問題の解決を図ってきたことが諸悪の根源だ」⁽³⁶⁾

R. ドーアはサッチャー革命に活気をあたえているイデオロギー推進力として、マグナカルタの従属拒絶・自治・独立の精神、道徳としての自助そして効率性に関する信念と結びついた競争的市场における私的利益の追求＝目的達成のための手段としての個人主義をあげ、第二の道徳としての自助について次のように言う。

「依存拒絶の伝統に忠実に従うサッチャー主義においては、国家による福祉政策の重要度合の最小化を求め、個人が自分で自分の面倒をみることに、すなわち、より正確にいうならば、家族が集団的に自分の家族の面倒をみることを奨励する。そしてこれは自分で自らの面倒をみることのほうがよりよく面倒をみることができるという信念によるものではなく、他人への依存を拒否する状態……の方が、道徳的により好ましいとみなされているからなのである。」⁽³⁷⁾

個人主義と近・現代のイギリス家族の関係の第二は、上記の自助精神と相即する国家による家族の介入の拒絶の姿勢である。いいかえれば私事化、私秘化の姿勢ともいえる。先にイギリスの社会保障制度や法が小家族以外の生活無能力者を国家的、社会的扶養にひきとることにより、個人の尊厳を維持し、家族関係の民主化、純粋化を期したという見解を引用したが、このことはホブハウス流にいうと小家族内の個人の自由と平等とを維持するために社会保障制度や法の確立を果したということになる。そして、丁度コインの裏表の関係で、個人及びのちに述べるように個人の城としての家族の尊厳を守るためには国家の介入を許さないという、自由と不干渉への強い姿勢を持続してきた。こうした態勢がたとえば、昨今における諸々の事情の重なりの中でひ

きおこされている幼児虐待や老人虐待そしてワイフ・ビーティングといった家庭内暴力を氷山の水面化に覆い隠す行為を容易にさせているといえよう。

さて第三の関係は、家族内における個人中心主義の強烈な存在に求められる。よく知られているように、個人主義という言葉が英語で使われるようになったのはフランスの歴史家トクヴィルの『アメリカの民主主義』⁽³⁸⁾の英訳をとおしてである。トクヴィルはサンシモン主義者が社会主義の反意語として作った個人主義を、アメリカで強くみられた個人重視、個人の自治権尊重という信念を表現するために使った。イギリスの家族内における夫婦、親子の関係には、まさに個人重視、個人の自治権尊重、個人中心主義が家族集団としてのまとまり、家族集団主義よりも強くみられる。

ロシアの新聞記者 B. オフチニコフが4年間におけるロンドン特派員生活をとおして生き活きと描きだしたイギリス人のスケッチのなかに次のような描写がある。

「イギリス人は、意識の下で自分のプライバシーを外界から遮断しようとする。そして、家の敷居がその聖なる境界線なのだ。……隣人には愛想よく、親切心をもって接すべしというのが慣わしだが、プライバシーへの招かれざる侵入とみられかねないなれなれしさを示してはならない。そこで第一の戒律、他人のことに首を突っこむな、である。イギリス人にとって家は城である」⁽³⁹⁾

「イギリス人はプライバシー、人間の独立と自主性といった概念を崇拝し、人間は自分の力だけに頼るべきだと考えて、自分に閉鎖性、つまり孤独を運命として課す……日本の家庭が第三者に対して閉鎖的だとすれば、イギリスの家庭はさらにその内部でも閉鎖的である。家庭の誰もがそれぞれ自分のプライバシーの不可侵性を保とうとするのだ。一言でいえば、イギリス人一人ひとりの心は、自分の家以上にイギリス人にとって城なのである」⁽⁴⁰⁾

次節でみるようにヴィクトリア時代のイギリス家族のスケッチをみると夫の居場所と妻の居場所がさらには人間関係が異なることが指摘されている。クラブやパブでのくつろぎや交際に重きをおく夫たち、社交や買物先での談笑に楽しみを見出す妻たち、もちろん先述した階級・階層のちがいによりその行動様式は大きく異なるが、男性と女性のくつろぎや楽しみの場が異なっていた点は類似している。また上・中流階級の子どもたちはかなり早い段階でパブリックスクールの寄宿舎に送りこまれ精神的自立と自律を身をもって教えこまれた。労働者階級の子どもたちも徒弟奉公のかたちで家を出た。夫婦、親子関係さらには老親子関係にみるこうした特徴は、今日のイギリス家族のあり方に影響を及ぼしていることは否めない。生粋のイギリス人の作家 A. グリンはその著書『イギリス人』のなかで、イギリスの家族を「反家族」と名づけ、「ばらばら家族の典型だと思えばよい」「ブリテン家庭特有の冷たさは、一切の理屈ぬきに、その本質からして、決してなくなることはあるまい」⁽⁴¹⁾と言い切る。上流階級に位置するグリンの目からみた家族観という限定つきながらもうなづくところがある指摘といえよう。

いずれにせよ、このようにみえてくると、現代イギリス家族分析のキィ概念として、多義性をもつターム、個人主義は、多義性を含めて分析の対象となり、個人主義、個人中心主義、自助・自立、私事化、私秘化、反家族といった個人主義の多義的解釈とつらなるキィ概念の分析を我々にせまるといえよう。

5 保守的家族観の残存と家族

『イギリス人の生活』の冒頭で T. マイエールは語る。

「心地良いと同時に苛酷であり、自由であるとともに規則立てられており、論理的であるかと思えば矛盾に満ち、歴史の最も古い源泉において形成されたものでありながら歴史と同じく不断に進化しつつあって、無数の独特の特徴によって異彩を放っているイギリス人の生活」⁽⁴²⁾

マイエールの指摘をヴィクトリア時代のイギリスの上・中流の男女の生活にあてはめるとまさに正鵠をえた指摘であることがわかる。イギリス人の生活は、特に上・中流の男性においては居心地の良いものであったであろう。勿論、中流階級においてはプロフェッショナルとしての仕事をめぐる競争はあるが、城としての家庭においては家父長としての権威をもち、クラブやパブでの仲間との語らいに友情の花を咲かせる。居場所は家庭と定められた女性は、人間的自由に目覚めない限りはそれほど苛酷とはいえないが、ひとたび自由や人権のまなこをもってみるならば苛酷きわまりない状況におかれていた。男性の行動様式には自由が保証され、女性の行動様式は女性であることの枠組や規律からはみだすことを禁じられていた。女性たちには家という城のなかで一夫一婦制を守ることが強く期待されていたが、男性には「用心を怠るな」ということが期待された。つまり世間や妻に見つかって波風をたてることにならない限り何人の女性と関係をもとようが許された。性のダブルスタンダードの存在である。労働者階級の場合、男女ともに苛酷で不自由な矛盾にみちた生活を余儀なくされたが、そうした状況下でも男女の間には画然とした差があり、男性の側には女性を支配する権利と女性をしのぐ自由が保証されていた。なぜなら、労働者階級においては女性もまた生活を支えるために賃労働に従事するケースが少なくはなかったが、彼女の肩には家事や育児の負担も重くのしかかっていた⁽⁴³⁾。

19世紀から20世紀前半にかけての男女関係を基礎にイギリス家族の特徴をみると以下の4点を指摘しうる。第一には、成長の過程での男女の差別である。中流以上の家庭において、男の子は将来の紳士の予備軍として厳しくしつけられたし、またパブリックスクールに入学させるためには金を惜しまなかった。女の子はその一生の安定を保証する結婚相手との出会いを目標に育てられ、身を飾ることは許されても学問は重きをおかれなかった。女学校は男性の良き伴侶となり内助の功を尽くすように教える機関でもあった。労働者階級の家庭にあって男の子は一日も早く自立することを期待され、女の子の教育は妻や母としての務めを果たすとともに上・中流階級の家でメイドとしての仕事をこなせるように期待された内容であった。

第二に、女性は結婚によってそれまで持っていた財産権も失ない、無権利状態におかれた。1882年、第二次既婚婦人財産法が成立、それまで自分の財産についての権利も収入も法的に夫のものとされていた女性が、はじめて財産に関して夫とは別個の利益をもち、自分の財産を使った商売や事業も行えるようになった。A. ホールズワースは指摘した。

「ヴィクトリア時代の女性は“家庭の天使”として男たちとの関係のうえにのみ存在が認められていた。……家で生まれ、家から嫁ぎ、家の中で子どもを育て、家で死を迎えた。」⁽⁴⁴⁾

“家庭の天使”は社会的にも無権利状態におかれていた。1867年、イギリス議会で初めて婦人参政権に関する討議が行われ、J.S. ミルは選挙法改正法の中のmanという言葉 person にかえることを提案したが退けられた。1870年から1914年までに28の法案が出されたがいずれも廃案となった。1918年、第一次世界大戦の終結前に国民代表法が成立、21歳以上のすべての男子のほか一部の女性（30歳以上、世帯主であるかあるいは地方政府の選挙人の妻であること）にも参政権が認められた。21歳以上のすべての女性に選挙権が認められたのは1928年である。また、1839年の未成年者保護法により、はじめて女性に7歳以下の自分の子どもに対する保護権が認められた

が、大法官が賛成しかつ母親が善良と認められた場合に限るという条件づきであった。幼児保護法のもと、父親と母親が自分の子どもに対する権利と要求に関し男女平等になったのは1925年のことである。

第三に、先にもふれたが、結婚後の女性の居場所と行動様式は限定された。1840年、ヴィクトリア時代のイギリスの女性についてフランスの社会主義者F. トリスタンは次のように描写している。

「イギリスの女性の人生は想像しうるかぎりこの上なく単調かつ無味乾燥でなんとも悲しい。彼女たちには時間的な節目がないのである。日も月も年も、その耐えがたい単調さに何一つ変化をもたらすことがない……最も甚しい専制政治の国でありながら、自由を称賛することが長い間流行であったこの国では、女性は偏見と最も許しがたく不平等な法律とに従属させられているのである。……自由を奪われた幸福なんて！ いったい、主人と奴隷のいる社会に、いまだかつて幸福の存在したことがあるのだろうか。」⁽⁴⁵⁾「言うまでもなく、結婚した女性の境遇は、独身女性のそれよりもはるかに惨めである。……いったん他家へ嫁いでしまうと、もう夫の許可なしには外出することもできないのだ。イギリスでは夫は封建時代の領主や親方のような存在である。彼は—それがまたこの上なく善意なのだが—彼の妻に奴隷のような受身の従順さと服従、そして尊敬を要求する権利があると信じている。彼は自分の妻を家の中に閉じ込めて、外に出そうとしない。トルコ人のように彼女を愛しているとか嫉妬して出さないというのではなく、彼女が自分の物であり、自分だけの役に立ち、いつも手元になければならない家具のようなものだと考えているからである」(傍点原著者)⁽⁴⁶⁾

そして、こうした女性の居場所の限定を支えるイデオロギーとして家庭重視イデオロギー(domestic ideology)の強い影響があった。C. ホールによるとこのイデオロギーは17世紀、ピューリタンによって形づくられ、1780年から1830年の間、つまり産業革命の結果、産業ブルジョアジーが出現しつつあった時期に中流階級から次第に労働者階級へと広められていった⁽⁴⁷⁾。それ故、中流階級そして又上流階級の女性は生活のために働きに出なければならない労働者階級の女性を批判した。また家庭重視イデオロギーは性別分業と結びついて労働者階級の男性もその影響下におかれた。E. ロバーツは指摘する。

「世界を二つに分けて、一方を男性、他方を女性のものとした。男性は外へ働きに行く、金を稼いで家族を養う。女性は家にいて、自分や子どもたち、また帰ってくる男のために憩いの場をつくりだす。男性は労働市場と金かせぎの公的な分野に関心をもつべきであり、女性は家庭という私的な分野にかかわるべきで、夫に養われ、自分で稼ぐべきではない」⁽⁴⁸⁾

こうした考え方は、労働者階級の女性自身によっても信じられていたから、彼女たちは自らの仕事に対して極めて矛盾した二律背反的な思いを抱き、また自らの家庭に対しても同様に着かない不安定な謝罪の思いを抱きつつ働いていた。

第四に、先にもふれたが性のダブルスタンダードの問題がある。F. トリスタンは先に引用した文章の次に以下の表現を展開している。

「そのくせ彼自身が妻に対して貞節の義務があるなどという考えは、彼の頭には全く思い浮ばない……イギリス人の夫は、女中と寝たあげく、彼女が妊娠したり、出産したりすると、その女中を追いついてしまう。……微塵も罪の意識はないのである」⁽⁴⁹⁾

かつてG. オーウェルは「道徳ということに関しては、英国の上流階級よりも労働者階級の方が断然キリスト教的であり続けてきた」⁽⁵⁰⁾と指摘した。イギリスでは、少なくとも上流階級において

は、他人に知られない関係ならば、妻以外の女性と性関係をもつことを不道德とはしられない価値観がある。イギリス人の価値規範の最たるものにフェアであることがある事実と対比するときまことに矛盾しているのだが、こうしたダブルスタンダードは他にもある。一方、女性の側においては、特にヴィクトリア朝後期以降、性を人間の快樂として受けとめることをはしなないとする価値観に縛られるものが少なからずみられるようになり、それ故にこそ、人知れずその禁を断つものが存在した。ここにも性をめぐるダブルスタンダードがみられる。では中流階級や労働者階級の夫婦の関係において一夫一婦制が守られていたかといえば、それは比較の問題であって、上流階級の価値規範は中流や労働者階級にも影響を及ぼし、これらの階級においても額面どおりの一夫一婦制が堅持されてきたわけでもないという⁽⁵¹⁾。

第五に離婚に際しての不平等の問題がある。

1857年の婚姻法によって裁判による離婚が認められるようになった。それまでは Private Act of Parliament の下で時間も費用もかかる繁雑な手続きが必要で容易に離婚にふみきれなかったから一步前進であった。しかし、夫の側は妻の姦通を証明するだけで認められたが、妻の側は夫の姦通だけでなく、重婚、虐待ないし遺棄等も証明しなければならず、なお男女間に不平等があった。この不平等は1929年の婚姻法が離婚の理由を男女同じにしたことで一応解消された。しかし現実には家庭内暴力（ワイフ・ビートイング）から逃れるために離婚の決意を固めた妻が暴力で脅やかされて離婚にふみきれないといった実態もあり、離婚における男女差別は第2次大戦後まで存続した。1976年、家庭内暴力法が成立、妻を夫の暴力や虐待から保護するために裁判所の権限を拡大し、裁判所の命令に違反した場合には警察に逮捕権を与える法ができたこと自体が、家庭内暴力の存在を明示している。離婚そのものは1969年の離婚改正法（実施は1971）により、離婚理由が拡大され、離婚を申し立てる者は、結婚が後戻りできないところまで破綻したことを証明することにより離婚しうることになった⁽⁵²⁾。

さて、以上にみたような近代イギリスの上・中流階級における男性の支配と女性の服従、男性の自由と女性の不自由、性別分業、日常生活の隅々までゆきわたる不平等に圍繞された家族を肯定的にみる視点をひとことで言うならば保守的家族観と名づけることができよう。先にもふれたように、こうした保守的家族観は労働者階級の家族の人間関係をも程度の差こそあれ同様に支配した。そして、第二次世界大戦後、今日にいたる段階におけるイギリス家族のあり方にも、こうした保守的家族観及びそれにもとづく行動様式や態度は、さまざまなかたちで存続、残存している。

勿論、すでに第3章で述べたように、既婚の女性の就労の増大、離婚の増加、同棲の増加にともなう婚外子の割合の伸び、母子世帯の増加、シングル志向の増加、なによりも女性の社会的発言の機会の増大等、第2次世界大戦後のイギリス家族は大きく変容した。1979年から1990年の11年にもわたって極めて大胆な改革をうちだした女性首相の登場という一事をみても変化は激しい。しかも皮肉なことに、この女性首相が大胆にうちだした改革のひとつが福祉国家路線の後退であり、その受け皿として家族に光があたり、しかもその光があたる家族に期待される内実がヴィクトリア時代の保守的な家族観であった。このアナクロニズム的認識の再登場という一幕をもつてしても、イギリス社会に根づく保守的家族観の根づよさが浮かび上がるといえよう。

それ故にこそ、多様化を遂げる現実の家族は、具体的な日々の生活において実に多様な矛盾や問題をかかえざるをえない。5%前後とアメリカに比べると決して多くはない数値ながらも多様な民族を抱えこみ（それは植民地を蹂躪した国の数値としては低い）、なによりも複雑な階級・階

層差をもって特徴とし、しかも8～12%の高失業率を14年間も維持している国において、国民の営む日々の全生活過程は多様であり、それは家族や世帯の形態や機能さらには人間関係の多様さにもつながっている。自発的な多様化もあれば、失業や貧困による強制された多様化もある。いずれにせよ、家族をめぐる価値観そのものも多様化の波にもまれ、結婚も家族も揺らぎの只中にある時代において、ヴィクトリア時代にさかのぼる保守的家族観を色濃くひきずるイギリス家族のありようは、まさにその事実がイギリス家族分析のキイ概念のひとつになりうることを教える。

6 フェミニズムにみる家族批判

a 先駆者たち

1798年、M. ウルストンクラフトが『女性の権利の擁護』を世に問うてからかれこれ200年の歴史が刻まれた。「ほとんど教育らしい教育を与えられず、しかも厳しい法の拘束のもとで常時依存状態におかれ」、その法的地位は「未成年の子どもと同じ」であった女性の姿、「自己の財産処分権、管理権ももたず、家具や家畜のように譲渡の対象とされることもあった女性の姿」⁽⁵³⁾を前に、ウルストンクラフトは、J.J. ルソー批判を中心に女子教育論を展開した。

「女性がある程度男性から独立するまでは女性に徳を期待することは無駄である。その上、女性を善良な妻とし、また母とするような自然的な愛情の力を期待することも無駄である。彼女等が全くその夫に依存している間は、彼女等は狡猾で、卑劣で、利己的であろう。そして媚びへつらう独のような愛情によって満足させられる男達は、余り大したデリカシーをもっていない。なぜなら、愛は購われるべきものではないからだ」⁽⁵⁴⁾

「たとえ無害でも、無知の弱い依存状態から哀れな人間を救い出すために、われわれは理解力を育成するために平等に注意深くしなければならない。何故なら、われわれをあらゆるものから独立させるものは、ただ理性の正しい行使のみであるからだ」⁽⁵⁵⁾

「彼女等が肉体的、道徳的、公民的意味において、自由になることを許されるとき、彼女等ははその性格を一変し、その不徳と愚昧とを改めるであろうと思うのは当然のことである。」⁽⁵⁶⁾

そこには、半人前の状態におかれた女性を引き上げる力を理性に求め、そのために教育を重視したウルストンクラフトの構想が浮び上がる。こうした考え方は、後に中流階級の立場に立つ理性覚醒論であると、その限界を指摘されたことは知られるところである⁽⁵⁷⁾。

イギリスのフェミニズム運動は、その後、参政権運動そして「母性手当」運動⁽⁵⁸⁾の長い闘いをへて、第2次世界大戦後の1960年代に再び大きく展開されることになる。この段階の運動は、公民権運動と学生運動の展開とあいまってアメリカから火の手があがり、やがて世界を席卷していった。運動の焦点は「家父長制」による抑圧と性別分業の打破にむけられた。さらには、社会科学をはじめとする多くの学問分野における既成の概念や理論の再検討にむけられた。「家父長制」と性別分業にむける目は当然に欧米の家族のあり方の検証にもむけられた。

b イギリス・フェミニズムの四つの流れ

S. ウォルビーによるとフェミニズムには大きく分けて四つの流れがある。ラジカルフェミニズム、マルクス主義フェミニズム、リベラリズムそしてラジカルフェミニズムとマルクス主義フェミニズムの二つのフェミニズムの統合理論 (dual system theory) である。そしてアメリカにおいてはラジカルフェミニズムとリベラリズムの間に論争が展開されてきたのに対し、イギリスではラジカルフェミニズムとマルクス主義フェミニズムの間に論争が展開され、近年、両者を統合

する試みが見られるという。

ラジカルフェミニズムのキィ概念は家父長制である。家父長制は層としての女性に対する層としての男性の支配と抑圧、女性の服従と従属、社会的に形成された不平等を指す。セクシュアリティそのものが男性による女らしさへの期待に基づくことに応えるものであり、異性愛そのものが社会制度化され、両性関係そのものが組織化されている。女性にふるわれる男性の暴力も女性コントロールのシステムのひとつであるとみる。ラジカルフェミニズムの問題点として指摘される論点は、本質論そして暗黙にせよ明示的にせよ生物学的還元論への傾斜がみられること、歴史的变化の理解が困難でかつ民族や階級の異なる女性間の差違を十分に把握しえない普遍主義的傾向がみられること等である。

マルクス主義フェミニズムは、両性の不平等を家父長制という唯一の制度にのみその原因をもつものではなく、資本主義に原因するとみる点においてラジカルフェミニズムと異なる。その意味でキィ概念は資本主義といえよう。女性に対する男性の支配は労働における資本の支配に随伴するものとみる。階級関係とある階級による他の階級の経済的搾取は社会構造そのものの問題であり、それは両性関係の性格をも決めるとみる。問題として指摘されている論点は、資本主義に特化したかたちで焦点を絞ることが前資本主義段階や資本主義以降の社会における両性の不平等の解明を困難にさせるという点にある。

リベラリズムは上記二つのフェミニズムとは異なり、社会構造との関係で女性の従属をとらえようとはしない。女性の従属を多数の小さな剝奪 (deprivation) の総和とみる。たとえば教育や雇用における平等な権利の否定、偏見等の総和とみる。このアプローチは雇用や性別分業についての実証研究のデータにより重要な情報を提供してきた。しかし、両性間の不平等の根源を明らかにしたり、異なる現象の相互関係をあきらかにするといった点において弱いという批判にさらされている。

統合論はラジカルフェミニズムとマルクス主義フェミニズムの統合を目指す理論である。家父長制と資本主義のいずれに焦点をあてるかということよりも、家父長制と資本主義の二つのシステムが現存し、今日の両性関係の形成に重要な意味をもつという点を重視する。今日の両性の不平等は家父長と資本家の、あるいは家父長—資本家が支配する社会構造の結果として分析される。二つのシステムは極めて密接に相関し共生してひとつとなる。家父長制は管理や法、秩序等のシステムを用意し、資本主義は経済、利潤追求のシステムを用意するとみる。問題は二つの概念のドッキングがうまくいくかどうかにかしぼられる⁽⁵⁹⁾。

C フェミニストの家族観

ところで次に、フェミニストが家族をいかにとらえているかという点についてみよう。

ラジカルフェミニズムにおいては家族=家父長制=支配と従属・抑圧の関係とおさえられる。異性愛そのものが家父長制のもと制度的にコントロールされ、男女関係の諸相もまた管理されているとみる。マルクス主義フェミニズムにおいて、家族は、食物や清潔な衣服を用意しもっとも安上がりな労働者の日々の生活の面倒をみることをとおして労働力と次代を背負う労働力の再生産を行うことにより資本側に利益をもたらしているとみる。このシステムは、女性が主婦としてこれらの再生産にまつわる労働を無償で行い、夫に扶養されるという形態をとる故に安上がりになる。こうして資本側は家庭内における性別分業により利益を得る構造になっていると把握する⁽⁶⁰⁾。

さて、マルクス主義フェミニズムの側からの統合論的立場に立つフェミニスト、J. ミッチェルの『女性の状態』⁽⁶¹⁾は世界の女性解放運動にとって重要な理論的基礎となった著作といえる。彼女はこの書(1966)及び『精神分析と女性の解放』(1976)⁽⁶²⁾において、マルクス主義理論における性抑圧理論の欠落を指摘するとともに、イギリスを中心に女性の状態についてきめ細かい分析を行った。彼女は主婦を「私有財産と個人主義の管理人」ときめつけ、主婦の「孤立」と「抑圧」がその人格にもたらす影響について容赦のない指摘を行い、いかなる環境にしよう女性も抑圧される」が「最終的次元において経済によって決定される構造」のなかに生きている故、「公的産業への女性の参加、生活資金を稼ぐ権利」の確保にむけて運動しなければならないと主張する。そして家族を含めて両性間、世代間がもっと自由で多様な関係を取り結ぶことへの認知を訴える。

「現在の結婚と家族の制度の基本的特徴は、われわれの社会ではその一枚岩性である。……両性間、世代間の関係として認められる制度的形態が一つしかない。つまり、結婚と家族という形態をとるほかない。これこそ、この一枚岩性が本質的に生の否定である理由だ。なぜなら、あらゆる人間的経験は、両性間、世代間の関係が無限に多様であることを示しているからだ」⁽⁶³⁾

「われわれが求めるべきことは、家族の廃止ではなく、社会的に認知される関係の……多様化でなければならない……その場合、家族は制度の一つにすぎず、その廃止ということはなにも意味がない。同棲する、あるいは同棲しない配偶(同性または異性)、子供をもつ、あるいはもたない長期的結合、片親(男性または女性)による子供の養育、生物的親よりむしろ慣習的親による子供の社会化、親族グループの拡大……といったことすべてが、男女の自由な創意と多様性を見合うように制度の枠内に含まれてよいのだ。」⁽⁶⁴⁾

A. オークリーの主張もミッチェルのそれに近い。オークリーは『主婦』(1974)のなかで、イギリスの主婦は1年間に3,000~4,000時間を家事に費していること、主婦は経済的に夫に依存する従属者であり、自らは非生産的であり、他の全ての役割よりも常に主婦としての役割を優先させて生きねばならないこと、性別分業と母性についての神話のベールをはぎとらねばならないことを主張、主婦の廃止、家族の廃止、ジェンダーロールの廃止を提言した。オークリーは、生計維持者としての男性、主婦としての女性、従属者としての子どもといった関係ではなく、より多様でオープンな関係——自らの意志で選択し、望む間だけそうした関係を継続する親密な共同生活仲間、その関係において彼も彼女ものびやかに息づき、自らのそれぞれの自己実現の道をみつけ出すことのできる関係——の出現を提唱している⁽⁶⁵⁾。

ミッチェルとオークリーは1986年、共編で『フェミニズムって何?』⁽⁶⁶⁾という著作を出しているが、その冒頭でR. デルマーは次のように指摘している⁽⁶⁷⁾。

「多くの人々は、フェミニストとは、少なくとも女性が女性という性であるというだけで差別をこうむっている事実を認識するものであること、そして社会的経済的政治的秩序においてこうした状況のすみやかな変化(あるものは革命とさえ言う)に賛成し要請するものであることに同意しよう。」

さて、ミッチェルと同様、ラジカルフェミニズムとマルクス主義フェミニズムを統合する立場に立つH. ハートマンの発言をみよう。ハートマンによると、家事も賃労働も、男性による女性の搾取という点では同じだと言う。賃労働の領域における差別は、男性の組織労働者が自らの賃金をより高い水準で確保するためになされる。家庭内においても、女性は、自らが賃労働者として働いている場合でも男性よりも多く働いている。そしてこの二つの搾取は相互に強化しあう仕組

をもつ。なぜならば、賃労働における女性の不利な位置づけは、彼女たちが結婚を考えるにあたり弱い立場におしやるし、こうした家庭内における弱い立場は、賃労働における彼女たちを弱い立場におくことになるからと指摘している⁽⁶⁸⁾。

続いて、D. ギテンスの家族論をみよう、ギテンスは家父長制の本質は、男性とりわけ父親の権威を前提にした社会秩序にあるとみる。それは女性や子どもその他の家族員を劣等者として位置づけ、その依存と奉仕を前提としている。それ故、家父長制には不平等、従属、服従が潜んでおり、家族は歴史を通して家父長制のシステムをとってきたから、家族には不平等、従属、服従がまわりつくともみる。

「もともと家族は、父親の権威と権力を前提とした不平等な制度なのであった。この定義に内在しているのは、家長としての、文字通り“家族もしくは部族の父であり支配者である者”としての夫ないし父という概念である。それゆえ、家父長制とは権力に基づいた、性と年齢の関係であり、それは家族を理解する上で不可欠の要素である」⁽⁶⁹⁾

最後に D. レナードと M.A. スピークマンの柔軟なおさえをみよう。

「我々がまとめた資料は、女性は母、父、夫、娘、息子、女きょうだい、男きょうだいといった関係から、そして又、家庭におけるもろもろの仕事からも、沢山の、役に立つ価値ある経験をえていることを示している。他方、これらの関係そして仕事は、女性を縛り、過労にし、時折、家庭内暴力や性的虐待をともなってきたきわめて不快な思いを味あわせることも事実である。ひとはロマンス、愛情、分かち合いといった家族の明るい面に目をむける。しかし、感情にまで立入った支配や束縛、経済的な抑圧、一方的な性関係、女性の従属、やもめ暮しショック、シングルの孤立、ホモセクシュアルへの偏見といった暗い側面もまた家族に随伴している。その理由は家族が権力関係、排他的な絆、異性愛の制度化に根ざしていることに求められる。」⁽⁷⁰⁾

1990年、P. アボットと C. ウオラスが書いた『社会学入門—フェミニストの視角』にはフェミニズムの立場に立つ社会学者が家族についていかなる検討をしてきたかについての現段階におけるまとめがなされている⁽⁷¹⁾。それによると、第一に家族内における女性の役割についての批判的検討が行われ、資本主義体制下、賃労働者としての男性があるいは賃労働に就く女性が階級的に抑圧されるのと同様に、家族は女性を抑圧する中心的な領域として存在してきたことがあきらかにされた。第二に、家族内における女性の位座—母親、家事従事者、経済的従属者等—と結びつくさまざまなファクターの検討を行ってきた。第三に、家族における女性の位置づけが示す諸々の特徴は、労働市場や教育システム、政治の場、公的生活における女性の位置づけをも特徴づける事実についての検討を行ってきた。第四に、現実には日々世帯を切りまわす仕事は実に広く多様であり、そのこと自体はフェミニストも認めている。しかしながら問題はこうした事実と関連して家族イデオロギーが法や宣伝、諸制度をとおして強化されることにある。この家族イデオロギーは、家父長的核家族こそが自然で正常な家族のあり方であると説明する。この点の批判的検討が展開されてきた。

d 社会科学者の対応

フェミニスト社会学者の批判は、抑圧の関係としての家族のみならず、家族研究者の方法論、家族把握の内実にも向けられた。特に構造—機能主義的分析にもとづく性別分業論が批判の対象となった。たとえば P. アボットと C. ウオラスは先の著書の冒頭で「社会学は男性優位の学問であ

る。その傾向はその理論、方法、調査、教育の全てにもわたって貫ぬかれている」と指摘する。そして、社会学における家族研究について次のように展開する。

「家族研究に従事する社会学者は、家族は社会における中心的な必須の制度であると主張する。しかしながら、彼らは、家事の性別分業は当然のものと受け止める。これに対し、フェミニスト社会学者は、家族内における女性の地位に光をあてる。そして現代イギリスにおいて、家族は女性を抑圧する主要な制度であると主張する。家族についての社会学的理論は構造一機能主義学派の社会学、特に T. パーソンズの研究によって代表されてきた。このスクールでは、性別分業を前提とする核家族は、産業社会の要請にもっとも応えるかたちであるとみなす。マルクス主義者は、家族は資本主義社会の要請に適合する、つまり資本主義制度の維持を助けることにより階級支配を助長するという論を展開して構造一機能主義的分析の視角に挑戦した。家族についての伝統的な社会学理論は、家族と社会の間の関係に視点をむけるが、家族内における人間関係には、さらに家族内の人間関係と外部の社会的、経済的、権力的関係との関わりについては目をむけようとしなない。家族内のことは私的なことと受け止められ、外部の公的な関係と無関係とされ、かつ社会学者自身の関心の外におかれてきた。」⁽⁷²⁾

そして、社会学は家族イデオロギーの守護神の役割を果しているとの指摘が続く。フェミニスト V. ビーチィによると家族イデオロギーとは 1) 同居の核家族こそ普遍的で標準的とみるイデオロギー、2) 女性は主婦であり母であり、なによりも家族に価値をおく存在、男性は賃労働従事者であり、パンの稼ぎ手であり、なによりも賃労働と関わる社会に位置づくという性別分業を普遍的で標準的とみるイデオロギーを指すが⁽⁷³⁾、社会学の核家族論にみる性別分業論は、まさにこうしたイデオロギーを支えるイデオロギーであるとみなすからである。

しかし、アボット達も認めているように、この 20 年間に社会学そのものもかなりの軌道修正を行った。また、率直に言って、構造一機能主義的分析枠組の影響はアメリカや日本の社会学と比べてイギリスの社会学の場合、より少なかったと見る。それはイギリス社会学、イギリス社会科学が伝統的にもつ経験主義的志向が構造一機能主義の定着の推進を一定程度妨げたことに原因をもつといえまいか。また、フェミニストが批判する性別分業に関しても、V. クレンがスウェーデンの A. ミュルダールと組んでイギリスの女性労働者の実態を背景に『女性の二つの役割——仕事と家庭』⁽⁷⁴⁾ についての分析に着手したのは 1946 年のことである。H. ギャブロンが『囚われの妻』⁽⁷⁵⁾ の心奥を描いてイギリスにおける性別分業の矛盾に光をあてたのが 1966 年、R. アンド R. N. ラバポートの共働き研究⁽⁷⁶⁾ が世に問われたのが 1971 年であり、かなり早い時期から研究の対象となってきた。さらに後にみるように家族の多様化への視角も用意されてきた。

いずれにせよ 1960 年代後半から今日までの 4 半世紀にわたるフェミニストの家族観及び家族研究批判に対する社会学を中心とする社会科学者の対応を以下の 5 点に要約することができるかと考える。

第一に、多かれ少なかれ、フェミニズムの影響をうけて研究の見直し、既成の研究への取り込みがすすめられている。A. ギディングスは指摘する。「ジェンダー関係の研究ほど社会学で近年大きく発達し、また学問全体にとって重要な意味をもって出現した分野はあまりない」⁽⁷⁷⁾。また British Library 刊行の Family Directory というきわめて一般的なイギリス家族に関する解説書の第 2 部にはこれからのイギリス家族研究についての展望が描かれているが、その第 2 項においてイギリス女性労働史研究の中心メンバーのひとり J. ルウイス⁽⁷⁸⁾ が家族研究へのジェンダーの

位置づけについて展開している。イギリス家族研究を精力的に展開している G. アランの『家族生活』⁽⁷⁹⁾でも、「結婚—不平等な関係」の章をはじめ、これまでのイギリス家族のあり方の批判的検討がなされている。F.R. エリオットの『家族・変化か連続か』⁽⁸⁰⁾も、機能主義的家族論、フェミニストの家族論、マルキストの家族論の比較検討に紙幅を割いている。

第二に、とくに、夫婦関係から職場や市民生活にいたるまで、男女の不平等や差別に関する研究が次々と展開されてきた。それは、たとえば D.H. モルガンの著作における“語られざるテーマ”⁽⁸¹⁾としての不平等とそれをめぐる葛藤といった抽象的な展開から、A. ウォーカーのコミュニティ・ケアの現実が女性への介護役割期待の強化であることをあきらかにした研究まで幅広い展開が行われている。A. ウォーカーは、社会が女性の不平等な経済的地位を不当に利用して介護の役割を担わせていると指摘、コミュニティ・ケアが家庭内における女性の無給の介護に頼るのではなく（コミュニティケア・イン・コミュニティ）、言葉の正しい意味でのコミュニティ・ケア（コミュニティケア・バイ・コミュニティ）となる方向を示唆している⁽⁸²⁾。

第三に、しかしながら、フェミニストの一部が家族の廃止を主張し、また一部が多様化する生活の単位のなかの単なるひとつのかたちと家族の存在価値への疑義を明白にしているのに対し、家族という小集団の存続を主張している点が特徴的である。そのなかには、かなり単純に家族の存続を主張するものから条件つきで存続を認めるものまで多様な見解が含まれている。たとえば K. ケルナンは主張する。

「イギリスの青少年の大多数は結婚するであろう。たいていの結婚は継続しよう。結婚した夫婦は子どもをもつだろう。これらの子どもの大半は生みの親に育てられよう。言いかえれば子どもをもった既婚の夫婦を中核とする家族は、今日なお長続きする関係として考えられている」⁽⁸³⁾

これに対して、たとえば、1982 年、フェミニストも含む 33 人の研究者を動員して『イギリスにおける家族』を集大成した R. アンド R.N. ラパポートは、いわば条件付きの存続論を展開する。

「家族—血縁、婚姻縁、擬制血縁で結びついた親密な集団—は最も永続性のある社会的単位である。狩猟時代から現代の複雑な国家の段階まで、家族という単位は全体社会に適応し、また全体社会の動向に影響を及ぼしてきた」⁽⁸⁴⁾

そして、ラパポート夫妻はいう。いま、その家族が大きく変わりつつある。イギリスの家族はかくあるべしといった単一の支配的な規範が支配的であった段階から、規範は複数あるのが当然で望ましいとされる段階へと移行しつつある。価値観もまた多様化しつつある。いまや“イギリスの家族”という表現を用いることは適当ではない。形態も状態も、伝統も、規範も、しきたりも実に多様な家族が存在している。その意味では“イギリスにおける家族”といえよう。いまやパンの稼ぎ手としての父親と専業主婦そして幼い子どもたちで構成されるステレオタイプがイギリスの家族の典型といった考えは誤りである。子どものいない結婚したカップルもいれば結婚していないカップルもいる。単親世帯もいる。共働きの家族もあるし、その他もろもろの組合わさりの家族がある。近年の非常に大きい社会変化は、イギリス家族の構造や行動、愛情のあり方、社会化や介護の機能をも変化させた。こうした認識に立って結論づける。

「結局、イギリスにおける家族生活の存続は、イギリスにおける家族の多様性が、愛情や介護や自己実現の達成といったことによせる価値観の多様性の次元においても正当に認識されるか否かにかかっている」⁽⁸⁵⁾

F.R. エリオットは次のように考えている。

核家族の形態や役割は、核家族が機能主義論者がいうように普遍的な基礎的な生物学的、心理的、社会的ニーズに答えるものであるとか、マルキストやフェミニストが示唆するように、社会的コントロールのために資本主義と家父長制が抑圧的に構築した生活様式にもとづくものであるとかいうことではなく、継続性と変化へむけての相反する圧力の複雑な相乗作用が結果するものである。たとえば、出産と子育て、虚弱な家族員の介護についての、過去の文化的遺産の歴史的継承についての、階級と性の間の政治的経済的イデオロギー的闘争によって惹起された緊張についての、人間の義務についての、生物的存在としての人間と社会的存在としての人間の関係についての、宗教、社会科学その他のジャンルの考え方についての、自由と秩序、自律と援助、自己実現と他己愛という相いれない願望のバランスをとるための内在的な追求についての、複雑な相乗作用が家族の形態や役割に結びついているとみる⁽⁸⁶⁾。

こうした指摘は P. レナードによってもなされており、矛盾の総体としての家族の内実が指摘されている。

「家族生活は一般に、ただ性的抑圧と抽象的賃労働の有害な影響の観点だけで描写しうものではない。あらゆる段階の、大多数の家族成員にとって、家族内部の生活は、おそらく一連の矛盾として経験される……家族は、一方では、安らぎを求める避難所であり、非道具的な関係を結ぶ舞台であり、愛情と保護のための場であるが、他方では、監獄であり、支配、競争、嫉妬および嫌悪の渦巻く舞台である」⁽⁸⁷⁾。

ところで、先にもふれたようにフェミニストが家族の存続に抱く展望は多様である。たとえば J. ミッチェルにみるように「家族は制度の一つ」とおさえてあえて廃止をうちださないものも、A. オークリーのように「家族の廃止」を明言するものもある。一方、先の R. アンド R.N. ラパポートにみるように家族の多様化の認知について反対を唱えるものは少ない。しかしフェミニストとフェミニストが批判する既成の社会科学者の家族把握のちがいは、前者は家族を多様化するライフスタイルのなかのひとつにすぎないとおさえるのに対し、後者は多様化するライフスタイルのなかの中軸に家族を据えるというところにある。この点について、たとえば R. チェスターは言う。

「最近の流行のコメントは、離婚、同棲、結婚や出生率の減少、家族形態の多様化にふれつつ、家族は数あるライフスタイルのなかのひとつにすぎないという。しかし、現実には核家族がマイノリティという指摘は神話にすぎない」⁽⁸⁸⁾。

さて、第四に、このように家族の存続を主張する立場に立つものが家族の機能として注目する最大の眼目は子どもの発達に及ぼす家族の機能であり、この点に関してはフェミニストの論点と一種のすれちがいを起しているようにみえる。子どもの発達と家族との関わりを重視する二つの展開、P. レナードと A. ギディンズのそれをまづみよう。

「家族の文化、そしてその内的関係は、経済と国家によって奥まで浸透されているが、相対的に自律したものである。すなわち、家族は部分的には階級的、性的な地位に応じて、従属の場とも、自己達成の場ともなり、あるいはまた愛の舞台とも憎しみの舞台ともなるのであって、いちじるしく矛盾したものとして経験される。家族内部においては、個人の経験と人格構造は、服従と抵抗をとおして形成されるものとして考察されうる。」⁽⁸⁹⁾

「家族とは、子どもの養育責任をもつ親族集団である」⁽⁹⁰⁾

一方、フェミニストが子どもとの関わりで家族について論じるとき、それは子育て時における母親の孤立、束縛、葛藤、絶望といった状態の告発として論じられることが多い。そもそも著名なフェミニスト、S. ファイアストーンは、女性が男性の支配から解放されるには、子産みからの

解放が必須であることを論じていることからあきらかなように⁽⁹¹⁾、多くのフェミニストにとって、女性の従属や搾取は女性が子どもをもつことによって生じるという認識がある⁽⁹²⁾。そして、G.W. ブラウンや T.C. ハリス、H. グラハム、H. ロバーツそして A. オークリー等による実態調査の数々は、先にも述べたように子育て中の母親の孤立や葛藤のさまを生々しく伝えている⁽⁹³⁾。フェミニストが社会化そのものを否定しているわけでないことは次の J. ミッチェルの展開からも把握しうが、その方向は、ミッチェルの文章そのものが示すように具体的ではない。

「社会化という過程それ自体は不変だが、社会化を行う者は変わってもよいのだ」⁽⁹⁴⁾「社会化はきわめて微妙な過程であり、落ついた、熟成した社会化担当者が必要とする。……子供に安全と安定を真に与えられるよき社会化担当者をつくりだすこと。」⁽⁹⁵⁾

いずれにせよ、今日のイギリスの社会学において、家族は私的領域であるという思想は、社会的に構築された神話であるというおさえは、もはや共通の了解事項になっている。それ故、社会保障や社会福祉サービスを通して国家の介入、干渉が家族に害をもたらすという俗説も明確に斥けられている。かつてミセス・サッチャーが壇上から呼びかけた「もしも我々が自力でできることを国家に期待しないなら、国家による社会福祉サービスはほんの少しですむと考える」といった家族イデオロギー、自助イデオロギーは批判的に斥けられ、子どもの社会化にせよ、虚弱な高齢者の介護にせよ、混合経済下のバランスシートのなかでできる限りの社会的な支援、配慮のもとにおかれねばならないということについてはおおかたの社会学を含めた社会科学者の主張に大きな差はないと考える。さらにはこの点についてはフェミニストの主張と重なる点も少なからずみられると考える⁽⁹⁶⁾。

フェミニズムを基礎にした家族及び家族理論批判は、現代イギリス家族分析における権威一服従の不平等な家族関係(家父長制)、性別分業、多様化といったキィ概念の重要性をあらためて浮び上がらせたといえよう。

7 結びにかえて

この数年、現代イギリス家族の特徴について考察する過程で、分析に際してのキィ概念として何が浮び上がるかという問題に思いを致すようになった。日本の現代家族の研究にながく携ってきたものにとって、文化や風土の異なる地の、それも政治や経済といった客観的スケールのある領域ならまだしも、個人のメンタリティや家族関係といった、内的な踏み込みがきわめてむずかしい領域の研究は、まさに隔靴搔痒の思いが強くともどいは大きかった。

悪戦苦闘の試行錯誤のわりには、結論はきわめてオーソドックスなものにまとまり、結局、現代イギリス家族分析のキィとして抽出した概念は、(1)階級・階層差、(2)福祉国家体制の確立とその後退、(3)個人主義的志向、(4)保守的家族観の残存そして(5)フェミニズム理論の浸透の五点であった。本稿では、この五つのキィ概念について、おおよそヴィクトリア時代以降の研究史や具体的な事実をふまえつつ検討し、それが現代イギリス家族分析の分析枠組として有効か否かを検証する試みを行った。

第一に取り上げた階級・階層差に関する分析は、イギリス社会科学研究の中核を占める領域であり、F. エンゲルス、C. ブース、B.S. ローントリイ等による地道でスケールの大きい実証研究の蓄積がなされてきた。それは、A. スミスが信念をもって推奨した自由競争の結果としての rich and poor divide が、イギリス国民の労働生活と消費生活にわたる全生活過程を規定し、消費生活の主要な単位としての家族の態様にいかなる影響を及ぼしているかを検証する営為でもあつ

た。そして、現代イギリスにおける階級・階層差の研究、J. ゴールドソープや P. タウンゼント、M. エイブラムス⁽⁹⁷⁾等の実証研究や T. ポットモア、A. ギディンズ等のフォローは、かつて B. デイズレーリが「二つの国民」と名づけた階級差がけっして止揚されてはいないこと、否むしろ顕在化しつつあること、そうした階級差は単なる収入差といった尺度にとどまらず、言語、教育、思考、行動様式、健康状態をも含む差違としてイギリス国民の家族生活に影響を及ぼしていること、下位的キィ概念としての貧困、失業の検討がいまなお必要であることを証明するものであった。

さて、キィ概念の第二に取り上げた福祉国家体制の確立と家族、福祉国家体制路線の後退と家族は、言い換えれば、自由競争のひずみへ社会的な手当（協同・共助）の体制の確立と再びの自由競争へのスウィング（自助・自立）がイギリスの国民個々人と家族へ及ぼす影響の検討を意味した。ベヴァリッジ報告執筆時におさえられていた家族の形態や機能と現実の動向との間のズレ、民営化と公的予算削減によりイギリス福祉国家体制に鉄槌を下すことを試みたサッチャリズム下のドラスチックな改革が、労働組合つぶしと結合して断行された石炭等の国営産業のスクラップ化がもたらした失業者のグロテスクな増加とあいまって、結局、社会保障予算の増大につながったという戯画は、しかし、個々の国民の生活レベルでみた場合、きわめて深刻な貧困や剝奪、退廃、失望、葛藤につながるものであった。福祉国家体制の確立と後退の歴史がイギリス国民ひとりひとりと主要な生活単位としてのイギリス家族の態様に深く関わってきた事実の生活レベルにおける具体的な跡づけは、福祉国家体制が家族分析のキィ概念たりうることを証明するものであった。

さて、第三のキィ概念として掲げたのは個人主義的志向という、多義的な意味をもつ概念であった。基本的には、度々の指摘になるが、A. スミスが掲げた自由競争とのクロスによる理解、つまり経済から個人生活にいたる広い範囲での国家の干渉の極小化、さらには私事化、私秘化、したがって自助・自立と結びつく概念である。「個人の自由と平等とを維持するためには、社会統制の範囲を拡大する必要がある」という L.T. ホブハウスの指摘は、イギリスにおける福祉国家体制の確立を考えるうえにおいてうなづくところの多い指摘と考えるが、現実には L.T. ホブハウスのパラドックスはサッチャリズムにおいては生かされず、直截の自助・自立の要請につながり、イギリス国民個々人の生活、家族を単位とする生活に大きな影響を及ぼした。こうした意味と、さらに個人中心主義という個人主義のもつ別の次元の概念が、イギリスの夫婦、親子、老親子関係に及ぼしている影響という意味もあわせて、個人主義的志向はイギリス家族分析のキィ概念たりうるとおさえられよう。

第四に、保守的家族観の残存をとりあげた。21 世紀を目前にした今日、いまさらヴィクトリア時代の保守的家族観の残存に焦点をあてること自体、アナクロニズムと映るかもしれない。しかし、サッチャー言語録も含めて、現代イギリス家族について語るほどに、その背景にヴィクトリア時代の影が揺曳する事象は枚挙のいとまがない。特に社会的に無権利な「家庭の天使」であった女性の社会的地位に踏みこんでみるほどに、イギリスのフェミニズム運動が熾烈な展開をみせた根の深さに思いを致し、家族の存在を否定するフェミニストには逆説に映ろうが、現代イギリス家族分析のキィ概念として保守的家族観の残存を取り上げることが必要と考えるにいたった。

さて最後にフェミニズムである。文中の A. ギディンズの率直な言葉が示すように、現代イギリス社会科学研究を語るにあたってフェミニズム的視角にもとづく批判をぬきにしてはこれを語れない。とりわけ、本稿のように、家族というフェミニストが批判の第一の対象とした領域につい

て語るとき、フェミニズムにおける家族把握がいかなる内実を含み、家族そのものをいかに批判し、家族研究の視角や方法にいかなる批判の目をむけたか、さらには、こうした批判に被批判者としての家族研究者がいかなる対応をとったかが問われねばなるまいと考える。いずれにせよ、フェミニズムの視角に立つ家族批判は本文中でも述べたように家父長制、性別分業、家族あるいはライフスタイルの多様化といったキィ概念の重要性をあらためて浮び上がらせたし、何よりも家族そのものの存在価値をめぐるシビアな論争に火をつけたことはあきらかである。率直に言って、フェミニストの批判は、本文中で引用した P. レナードの言うところの家族の二面性の一面についての深い省察（それは従来、深い省察にまでは到らなかった）をうながし、フェミニストによる家族の批判、弾劾は家族に関する従来の研究が分析を怠った（または分析に値すると思わなかった）事実をリアルに抉りだしたと考える。21 世紀の個人、家族、国家、社会について考えるうえにおいて、フェミニズムとの対峙そして相互の歩みよりによる複眼的統合への試みが焦眉の課題として存在しているといえまいか。それは格別にイギリス家族研究において指摘されることなく、日本も含め各国レベルで試みられる価値のある営為と考える。現代イギリス家族分析に特化させてみると、マルクス主義フェミニズムの視角からのアプローチは階級・階層差というキィ概念及び福祉国家体制の確立そして後退というキィ概念にもとづく分析をより深めるための助力となろう。またラジカルフェミニズムからのアプローチは、保守的家族観の残存というキィ概念及び階級・階層差というキィ概念にもとづく分析をよりシャープに行うための刺激になろう。リベラリズムの立場からの実証をとおしての諸不平等の検証はすべてのキィ概念検証の基礎をなすであろう。そして、女性解放という大きな目標へむかってマルクス主義フェミニズムとラジカルフェミニズムの統合が構想されてきたが如く、より人間的な男女な結合のあり方、それを支える社会体制のあり方を模索して、フェミニズムとフェミニズムが批判の対象としてきた社会科学の歩みよりがなされる段階にあるのではないかと考える。

注

- (1) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 1776 (大内兵衛・松川七朗訳『諸国民の富』岩波書店 1959)
- (2) Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiment*, 1759 (米林富男訳『道徳情操論』日光書院 1949)
- (3) Friedrich Engels, *Die Lage der arbeitenden Klasse in England*, 1845 (マルクス、エンゲルス選集『イギリスにおける労働者階級の状態』大月書店 1950)
- (4) Karl Marx, *Das Kapital*, 3Bde, 1867~1894 (長谷部文雄訳『資本論』13 巻 青木文庫 1951~54)
- (5) Walter Henry Nelson, *The Londoners*, London, 1975
- (6) John Raskin, *Sesame and Lilies*, 1865 (木村正身訳「胡麻と百合」『世界の名著』41, 中央公論社 1971)
- (7) John Stuart Mill, *The Subjection of Women*, 1869 (高橋久則訳『婦人の隷従』『世界大思想全集』所収, 春秋社 1928)
- (8) Mary Wollstonecraft, *A Vindication of the Right of Woman*, 1792 (藤井武夫訳『女性の権利の擁護』清水書院 1975)
- (9) ピーター・ラスレット他著, 斉藤修編著『家族と人口の歴史社会学』リプロポート, 1988
- (10) Charles Booth, *Life and Labour of the People in London*, 17vols, First Series Poverty, vols 1-4, Second Series: Industry, vols 1-5, Third Series: Religions Influences, vols 1-7

Final volume, MacMillan 1902-03)

- (11) B. Seebohm Rowntree, *Poverty-A Study of Town Life*, 1901 (長沼弘毅訳『貧乏研究』ダイヤモンド社 1959)
- (12) Llewellyn-Smith H., ed *New Survey of London Life and Labour*, MacMillan, London 1932
- (13) William Beveridge, *Social Insurance and Allied Services*, 1942 (山田雄三監訳『ベヴァリッジ報告—社会保険および関連サービス』至誠堂, 1975)
- (14) Karl Marx, 'Critique of Hegel's Philosophy of Right. Introduction' (花田圭介訳「ヘーゲル法哲学批判序説」『マルクス・エンゲルス全集』第1巻, 大月書店 1959)
- (15) Benjamin Disraeli, *Sybil, or the Two Nations*, 1845
- (16) 長島伸一『世紀末までの大英帝国』法政大学出版局 1987
- (17) Peter Townsend, *Poverty & Labour in London*, Low Pay Unit 1987, pp.3-4
- (18) John Goldthorpe H et al., *The Affluent Worker in the Class Structure*, Cambridge University Press 1969, p.157
- (19) Peter Townsend, *Poverty in the United Kingdom*, Penguin Books, 1979 pp.893-926
- (20) Anthony Giddens, *Sociology*, Polity Press 1989 (松尾精文他訳『社会学』而立書房, 1992, p. 213)
- (21) T.H. Marshall & Tom Bottomore, *Citizenship and Social Class*, Pluto Press 1992 (岩崎信彦, 中村健吾訳『シティズンシップと社会的階級』, 法律文化社 1993 p.137)
- (22) 布施晶子「イギリスの家族——サッチャー政権下の動向を中心に——」『現代社会学研究』2. 北海道社会学会, 1989 pp.96-121
- (23) 布施晶子「イギリス社会と家族変動」野々山久也他編『いま家族に何が起きているのか』所収, ミネルヴァ書房 1995 年春刊行予定
- (24) 山本笑子「イギリス産業革命と家族」中川善之助他編『家族——家族問題と家族法』酒井書店, 1957 pp.131-133
- (25) 山本笑子「前掲論文」1957 p.145
- (26) Peter Townsend, *The Last Refuge*, R.K.P. 1962
- (27) Steve Platt, 'Without Walls', *New Statesman & Society*, No.246 1993.4.2 pp.5-9
- (28) 'Britain: A Pensioner's Nightmare' *Labour Research*, 82-1 1993.1 pp.7-9
- (29) 'Another Grim Year for Claimants', *Labour Research*, 83-4 1994.4 p.13
- (30) *General Household Survey; Carers in 1990*, OPCS Monitor ss 92/2
- (31) Janet Finch and J. Mason, *Negotiating Family Responsibilities*, Routledge, 1993
- (32) Steven Michael Lukes, *Individualism*, Blackwell, 1973 (間宏監訳『個人主義』御茶の水書房 1981 pp.7-8)
- (33) A.V. Dicey, *Law and Public Opinion in England*, 1905, London pp.125, 151, 156 (但し S.M. Lukes の前掲書 pp.56-57 より引用)
- (34) Samuel Smiles, *Self Help*, 1859, London, 1958 pp.38-39 (永井潜訳『自助論』平凡社, 1955)
- (35) Leonard T. Hobhouse, *Liberalism*, 1911 Galaxy Book, New York 1964 p.54 (清水金二郎訳『自由主義』三一書房, 1946)
- (36) アンソニー・ウッドウィス「サッチャー主義と労働組合」『日本労働協会雑誌』347, 1988 p.55
- (37) ロナルド・ドーア『21世紀は個人主義の時代か——西欧の系譜と日本』サイマル出版会 1991

pp.9-10

- (38) A de Tocqueville, *De la Démocratie en Amérique*, 1835 (岩永健吉郎他訳『アメリカにおけるデモクラシー』研究社 1972)
- (39) Всеволод Овчинников, *Корни Дуба*, 1980 (中川研一記『樫の根』サイマル出版会, 1981 p.35)
- (40) Всеволод Овчинников, *op. cit.*, 1981, pp.66-67
- (41) Anthony Glyn, *The Blood of a Britishman*, 1970 (正木恒夫訳『イギリス人』研究社出版, 1987, pp.130-143)
- (42) Tony Mayer, *La Vie Anglaise*, 1951 (大塚幸男訳『イギリス人の生活』白水社 1960 p.11)
- (43) Margery Spring Rice, *Working Class Wives*, Virago 1981
 George Joseph, *Women at Work*, Philip Allan, 1983
 Jane Lewis, *Women in England*, Wheatsheaf Books, 1984
 Elizabeth Roberts, *A Women's Place*, Blackwell, 1984
 Jane Lewis(ed), *Labour & Love-Women's Experience of Home and Family 1850-1940*, Blackwell, 1986
 Elizabeth Roberts, *Women's Work 1840-1940 The Economic History Society*, 1988 (大森真紀, 奥田伸子訳『女は何処で働いてきたか』, 法律文化社 1990)
 Harriet Bradley, *Men's Work, Women's Work*, Polity Press, 1989
 Judy Lown, *Women and Industrialization*, Polity Press, 1990
 今井けい『イギリス女性運動史』, 日本経済評論社, 1992
- (44) Angela Holdsworth, *Out of the Dolls House*, BBC Books 1988 (石山鈴子, 加地永都子訳『人形の家を出た女たち』, 新宿書房, 1992, p.72)
- (45) Flora Tristan, *Promenades dans Londres*, 1840 (小杉隆芳, 浜本正文訳『ロンドン散策』法政大学出版局, 1987, pp.258-259)
- (46) Flora Tristan, *op. cit.*, 1987 pp.262-263
- (47) Catherine Hall, 'The Early Formation of Victorian Domestic Ideology' *Fit Work for Womean*, ed by Sandra Burman, Croom Helm 1979
- (48) Elizabeth Roberts, *op. cit.*, 1990. p.24
- (49) Flora Tristan, *op. cit.*, 1987. p.263
- (50) ジョージ・オーウェル, 小野協一他訳『オーウェル著作集』II 平凡社 1970
- (51) 布施晶子「イギリスの家族」『現代家族のルネサンス』所収(布施晶子他編, 青木書店, 1992)p.42-45
- (52) Angela Holdsworth, *op. cit.*, 1992 pp.360-366
- (53) Bridget Hill, *Eighteenth-Century Women*, George Allen & Unwin Ltd, 1984 (福田良子訳『女たちの十八世紀——イギリスの場合——』みすず書房 1990)
- (54) Mary Wollstonecraft, 『前掲書』(下巻) 1975, p.42
- (55) Mary Wollstonecraft, 『前掲書』(上巻) 1975, p.217
- (56) Mary Wollstonecraft, 『前掲書』(下巻) 1975, p.141
- (57) 辻村みよ子・金城清子『女性の権利の歴史』岩波書店, 1992, pp.59-60
- (58) 今井けい『前掲書』1992, pp.359-381
- (59) Sylvia Walby, *Theorizing Patriarchy*, Blackwell, 1990. pp.1-7
- (60) Sylvia Walby, *op. cit.*, 1990 pp.1-7

- (61) Juliet Mitchell, *Woman's Estate*, Penguin, 1971 (佐野健治訳『女性論』合同出版 1973)
- (62) Juliet Mitchell, *Psychoanalysis and Feminism*, Kern Associates, 1974 (上田昊訳『精神分析と女の解放』合同出版, 1977)
- (63) Juliet Mitchell, 『前掲書』1973, p 183
- (64) Juliet Mitchell, 『前掲書』1973, p 184
- (65) Ann Oakley, *Housewife*, Penguin, 1974
- (66) Juliet Mitchell & Ann Oakley(eds), *What is Feminism?* Blackwell, 1986
- (67) Rosalind Delmar, 'What is Feminism', Juliet Mitchell & Ann Oakley(eds), *op. cit.*, 1986. p.8
- (68) Heidi Hartmann, 'Capitalism, Patriarchy and Job Segregation by Sex', in *Capitalist Patriarchy*, ed Zillah R. Eisenstein (New York: Monthly Review Press, 1979
—'The Family as the Locus of Gender, Class and Political Struggle: the Example of Housework' *Signs* 6, 3. pp.366-94
- (69) Diana Gittins, *The Family in Question*, Macmillan, 1985 (金井淑子, 石川玲子訳『家族をめぐる疑問』新曜社 1990 p.38)
- (70) Diana Leonard and Mary Anne Speakman, 'Women in the Family: Companions or Care-takers?' in *Women in Britain Today*, ed. Veronica Beechey & Elizabeth Whitelegg, Open University Press, 1986 p.70
- (71) Pamela Abbott and Claire Wallace, *An Introduction to Sociology-Feminist Perspectives*, Routledge, 1990 pp.92-93
- (72) Pamela Abbott and Claire Wallace, *op. cit.*, 1990. p.74
- (73) Veronica Beechey, 'Familial Ideology' in V. Beechey and J. Donald(eds), *Subjectivity and Social Relations*, Milton Keynes: Open University Press 1986 p.99
- (74) Alva Myrdal & Viola Klein, *Women's Two Roles—Home and Work* Routledge, 1962 (大和チドリ, 桑原洋子訳『家庭と職業』ミネルヴァ書房 1968)
- (75) Hannah Gavron, *The Captive Wife*, Routledge, 1966 (尾上孝子訳『妻は囚われているか』岩波新書 1970)
- (76) Rhona Rapoport and Rabert N.Rapoport, *Dual Career Families*, Penguin, 1971
- (77) Anthony Giddens, 『前掲書』1992. p.197
- (78) Jane Lewis, 'Putting Gender into Family Studies' in Jeffrey Weeks(ed), *Family Directory*, The British Library, 1986, pp.156-161
- (79) Graham Allan, *Family Life*, Blackwell, 1985
- (80) Faith Robertson Elliot, *The Family: Change or Continuity?*, Macmillan Education, 1986
- (81) D.H.J. Morgan, *The Family, Politics & Social Theory*, RKP. 1985
- (82) Alan Walker(ed), *Community Care: The Family, the State and Social Policy*, Blackwell, 1982
- (83) A. Brown & K.E. Kiernan, 'Cohabitation in Great Britain' *Population Trends*, 25 HMSO 1981.
- (84) Robert N. Rapoport, Michael Fogarty and Rhona Rapoport(eds), *Families in Britain*, RKP. 1982, p.475
- (85) Robert N. Rapoport, Michael Fogarty and Rhona Rapoport(eds), *op. cit.*, 1982 pp.475-499
- (86) Faith Robertson Elliot, *op. cit.*, 1986 pp.207-210
- (87) Peter Leonard, *Personality and Ideology*, Macmillan Press, 1984 (茂木俊彦, 宗沢忠雄訳『人

- 格とイデオロギー』大月書店, 1988. p.211)
- (88) Robert Chester, 'The Conventional Family is alive and living in Britain' in Jeffrey Weeks(ed), *op. cit.*, 1986. p.147
- (89) Peter Leonard, 『前掲書』1988. p.140
- (90) Anthony Giddens, 『前掲書』1992. p.397
- (91) S.Firestone, *The Dialectic of Sex*, Jonathan Cape, 1971 (林弘子訳『性の弁証法』評論社)
- (92) Pamela Abbott and Claire Wallace, *op. cit.*, 1990. p.88
- (93) Pamela Abbott and Claire Wallace, *op. cit.*, 1990. p.90
- (94) Juliet Mitchell, 『前掲書』1973. p.143
- (95) Juliet Mitchell, 『前掲書』1973. p.178
- (96) Jenniffer Dale and Peggy Foster, *Feminists and State Welfare*, RKP. 1986
Clare Ungerson, *Policy is Personal*, Tavistock, 1987
Janet Finch and Dulcie Groves(eds), *A Labour of Love—Women, Work and Caring*, RKP, 1983
- (97) Mark Abrams, *Beyond Three-Score and Ten*, Age Concern, 1978